

平成27年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成27年12月8日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 革 命 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	推 進 課 長	佐 藤 一 則

総務課長	加瀬正彦	企画政策課長	横山秀喜
財政課長	林清明	税務課長	林利夫
市民生活課長	大木廣巳	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	加瀬幸重
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	大矢淳
高齢者福祉課長	宮内隆	商工観光課長	向後嘉弘
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	川口裕司	下水道課長	高野和彦
会計管理者	高木松夫	消防長	品村順一
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	角田和夫
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	高木昭治
体育振興課長	加瀬英志	監査委員局長	田杭平三
農業委員会事務局	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長	阿曾博通	事務局次長	高安一範
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（景山岩三郎） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（景山岩三郎） 通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（1番 林 晴道 登壇）

○1番（林 晴道） 皆さん、それからこの中継をご覧の方々、またはお聞きの方々、こんにちは。1番議席の林晴道でございます。

本年第4回定例会におきまして、議長より一般質問の許可がございましたので、皆様方の貴重なお時間をいただき、市民の命と幸せが一番との観点から通告順に従いまして質問をいたします。

初めに、明智市長におかれては就任以来、その人柄と政治手腕により、あの未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、いち早く旭市復興計画の策定を行い、震災からの復興を市政の最優先課題と位置付けて、計画に基づき、スピード感を持って着々とその成果を上げられ、本市発展のために功績を残されつつあることは、不肖この林晴道も現在議会の1人といまして大変心強く思うもので、ここに深く敬意を表する次第であります。

また、平成27年3月には、全国に先駆けてあらゆる災害被害に対して、強さとしなやかさを兼ね備えた地域を構築するための旭市国土強靱化計画が策定され、その方向に従って市政

運営がされているものと思います。しかし、長引く景気の低迷に交付税の縮減という現状においては、財政状況や事業計画をしっかりと見きわめ、守るもの、攻めるもの、それから我慢するものなど、メリハリを持って取り組んでいただきたいと思います。

僕自身、当議会一番下議員といたしまして、微力ながらしっかりと底上げを図ってまいりますので、何よりも旭市民のために一致協力をしてよろしくお願い申し上げます。

それでは、1項目め、生涯学習の取り組みについて。

生涯学習は、非常に広範囲な概念であることから、生涯学習社会を実現するための取り組みは、文部科学省や教育委員会だけではなく、さまざまな主体によって多様な形態で行われています。例えば、地方公共団体の首長部局や職業訓練施設などの機関、民間教育事業者、団体などが職業能力の向上や社会福祉などに関し、生涯学習に資するための施策を行うため、関係する機関、団体間の連携、協力体制を構築することが重要とされています。

また、教育基本法では、生涯学習の理念として第3条で「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されていますが、そこで、（１）講座及びサークル・クラブの状況について質問をいたします。

旭市生涯学習推進計画の進捗状況やそれに対するお考え、また市内の講座・サークル・クラブ等の数及び利用者数についてお伺いをいたします。

2項目め、国民健康保険特別会計について。

国民皆保険を維持するという国の施策は、各市町村の運営による国民健康保険によって実質維持されていると言っても過言ではありません。一方、平成30年から運営主体が市から都道府県単位に移行する方向が厚生労働省と財務省の審議会から相次いで出されております。国民健康保険制度を取り巻く環境は、社会情勢とともに今後目まぐるしく変化していくことが予想されます。

そこで、（１）平成26年度決算の状況について質問をいたします。

実質単年度収支の状況及び国民健康保険税の調定額と収納額についてお伺いをいたします。

（２）平成26年度税率改正に伴う影響について質問をいたします。

現年度分の調定額と収納率を前年度対比でお伺いいたします。

（３）今後の推移について質問をいたします。

国保の広域化に向けて、市はどのような考えであるのか、今後の予定と併せてお伺いいた

します。

3 項目め、新庁舎建設について。

旭市新庁舎基本構想において、新庁舎の位置については市民の利便性や行政事務の効率化に配慮し、将来の都市像の実現に寄与する新たなまちづくりの拠点として役割を担うため、そのあり方として地理的な位置や周辺環境、近隣施設との利便性、敷地への接続道路の条件等を調査検討するとあります。また、地方自治法においても、事務所の位置を定め、またはこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように交通事情、ほかの官公署との関係について適当な考慮を払わなければならないとされています。

本年9月の第3回定例会の市長政務報告において、新庁舎の適正規模を算定するための現状調査を実施しており、必要面積を算定し、文化の杜公園を建設候補地として資料作成及び関係機関との協議を進めておりますとのことでした。

そこで、（1）市民サービス維持向上の計画について質問をいたします。

その後、現在までの法令等の手続きや進捗状況についてと、また新庁舎基本構想で記されている、庁舎を統合し機能を集約することにより、利便性が向上し事務所の効率化を図ることが市民サービスのさらなる向上とあり、このことに対しては大変よく理解できます。しかし、周辺環境、近隣施設との利便性、敷地への接続道路の条件を鑑みますと、いささか疑問に感じますので、その点についてお伺いをいたします。

4 項目め、平成28年度予算編成に当たって、市の指針である旭市総合計画の後期基本計画においては、4年目を迎え、総仕上げの時期に差しかかっております。同時に今年度より総合戦略の策定に取り組んでおられます。

ここで、26年度の本市における決算状況を鑑みると、市税全般の税収について徴収率は向上しておりますが、なお一層のご努力が要望されるものと思慮されます。今後、交付税の合併特例措置が順次縮減していく状況ですが、そこで、（1）総合計画の進捗状況について質問をいたします。

後期基本計画において、6つの基本方針で構成されていますので、基本方針ごとの進捗度についてお伺いをいたします。

（2）財源確保の状況について質問をいたします。

平成28年度から地方交付税の合併にかかわる優遇措置が終了し、段階的に一本算定に移行しますが、来年度の地方交付税の見通しについてお伺いをいたします。

5 項目め、旭中央病院について。

本市が全国に誇る優良病院であります。その経営形態については、来年4月1日から地方独立行政法人化に向けてさまざまな作業に取り組んでいるとのこと。移行後は、権力や権限が開放され、その多くが法人の理事長に移譲いたします。前々回の定例会では病院事業管理者に、前回の定例会では市長に対しまして、移行後はどのような経営方針が旭中央病院の経営としてよいと考えるのか質問しましたところ、ともに現在行っており、60年間行ってきた地方医療をこのまま引き継いでいただくことが一番いいとの明確な答弁があり、卓越した見識と優れた行政手腕を感じ、大変心強く思う次第であります。

そこで、（１）地方独立行政法人化への市長の考えについて質問をいたします。

先ほども申しましたが、独法に移行したら理事長に大きな権限が与えられ、経営を左右することが予想されます。独法化への移行を3か月余りとなった今、市長は独立行政法人法第14条の役員任命に当たっては理事長及び監事をどのような人物を考えているのか、また、いつごろ理事長候補者の公表を行う考えでいるのか、お伺いいたします。

（２）介護老人保健施設の状況について質問をいたします。

病院再整備事業の一環として、本館が大規模改築されました。しかし、今後、需要が増えると思われる介護事業に対して、当該施設の老朽化が目立ちます。独法化をする旭中央病院はこれからの適正な施設運営をどのように考えているのか、お伺いいたします。

（３）独立行政法人への移行状況について質問をいたします。

前回は質問いたしましたが、現在までの移行状況について、特に、その後3か月間での進捗状況を今回も市と病院の双方よりお伺いいたします。

（４）独立行政法人への承継財産について質問をいたします。

今議会に承継財産に関する議案及び財産の無償譲渡に関する議案が上程されておりますが、それらの権利を承継したとして、独法移行時の全資産、全負債額及び資本額について、概算で構いませんのでお伺いをいたします。

以上5項目、11点の質問をいたします。なお再質問につきましては自席にて行いますが、執行部の方々においては、これからの担い手である若者からこれまで僕たちを支えた長年社会の進展に貢献していただいたお年寄りまでが理解できるような、優しい答弁に努めていただくようよろしくお願いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 林晴道議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、旭中央病院について、地方独立行政法人化以後の理事長の人選ということで質問がありました。

理事長につきましては、皆様方ご承知のように、地方独立行政法人法第14条における条文のとおり人選をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、いつごろ公表するかということですが、この理事長の公表ということは法律に定めがありません。私が人事ということで公平無私の中で人選をしていきたいと思いますので、その公表については辞令を出した時点が公表だということですが、議会の皆様方には、機を見てしかるべきときに報告をさせていただきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、生涯学習課から1点目の生涯学習への取り組みということで、初めに生涯学習推進計画の進捗状況についてということでお答えをいたします。

生涯学習計画につきましては、おおむね計画に沿って順調に推移しているものと考えております。

次に、講座及びサークル・クラブの状況についてであります。平成26年度における社会教育施設の講座・教室数ですが、6施設合わせて70の講座・教室を開催いたしました。また、定期的に利用しているサークル・クラブの状況ですが、6施設合わせて135団体であります。利用者数につきましては、合計14万1,000人余りの方々に利用していただいております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） それでは、保険年金課からは2番の国民健康保険特別会計についてのうち、1番、平成26年度決算の状況および3番の今後の推移についてお答えいたします。

まず、1番の平成26年度決算の状況ですが、このうち実質単年度収支はというご質問であります。国民健康保険事業勘定の歳入歳出差引額は、3億5,415万7,326円であります。ここから法定外一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金、それと繰越金を差し引いた実質単年度収支は、1億710万8,403円の不足となっております。

続きまして、3番の今後の推移ということで、平成30年からの都道府県化ですが、

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図ることとなっております。一方、市町村では、保険料の徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなっております。

また、財政運営に当たっては、都道府県が医療費の見込みを立て、市町村ごとの分賦金の額を決定することとし、この分賦金の額は市町村ごとの医療費水準及び所得水準等を考慮し提示され、これを受けて市町村において、この標準保険料率により保険料を決定することとなります。

今後、都道府県化に向け、県、市町村との協議が行われ、具体的になっていくと思われますので、近隣市町村と連携を図りながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（林 利夫） それでは、私からは2番の国民健康保険特別会計のうち、（1）平成26年度決算の状況、（2）平成26年度税率改正に伴う影響について回答いたします。

最初に、（1）平成26年度決算の状況ですけれども、国民健康保険税の平成26年度の調定額は26億9,913万8,000円、収納額は24億2,117万9,571円でした。

次に、（2）平成26年度税率改正に伴う影響ということで、平成26年度の現年分の収納率について回答いたします。平成26年度の現年分の収納率は89.64%でした。平成25年度の収納率が90.07%でしたので、前年比0.43ポイントの減となりました。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは新庁舎建設に関連いたしまして、市民サービスの維持向上についてお答え申し上げます。

現在までの進捗の状況ということでございますが、現在公園計画の変更に向けまして、その関係資料作成を進めております。来月中にも県との間で協議する予定となっている状況であります。

また、先に実施しました窓口・執務環境現況調査におきまして、窓口の動線調査等を行いました。これによりまして、新庁舎における各課の相関性、また庁舎の基本面積が見えてきたのかなという状況でございます。基本、各課の連携につきましては、4つのまとまりに分かれます。このまとまりが新庁舎におけるフロア構成に近いものとなるということでござい

まして、これらを参考に窓口形態を考えながら利便性の向上に努めていきたいということで考えています。

それと、交通の状況についてご質問がございました。文化の杜公園につきましては、市内を南北に縦断する県道沿いにございまして、国道126号にも近接しています。現庁舎より若干南側になりますけれども、交通アクセスとしては県道沿いに位置している点で、それを補えると考えております。

あと、他の評価項目を見ましても、十分住民の利便性はあると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、質問項目4番の（1）で総合計画の進捗状況、6つの基本方針ごとの進捗状況についてお尋ねがありました。お答えします。

総合計画の進捗状況につきまして、26年度末の状況を1から5の達成段階、5段階に分けて評価しております。現在の総合計画は24年度から後期基本計画が始まり、3年が経過しております。まず、全体の進捗度、これは3.94です。6つの基本方針ごとの進捗度を申し上げます。1つ目の安全で魅力あるまちづくり、この項目では主に道路や消防・防災などで進捗度は3.49です。2つ目の快適でうるおいのあるまちづくり、これは主に環境や上下水道、公園等で進捗度は3.84です。3つ目、健やかでやすらぎのあるまちづくりですが、主に保健や医療、福祉等で進捗度は4.31です。4つ目の心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりですが、主に学校教育や生涯学習、文化などで進捗度は3.76です。5つ目の活力と躍動感に満ちたまちづくりですが、主に農業や観光、雇用対策等で進捗度は3.98です。6つ目の共につくる夢のあるまちづくりですが、主に市民参加や交流の促進、行政改革等で進捗度は4.12となっております。

続きまして、独法化関連につきまして、2点ほど質問がございました。

まず、3項目めの独立行政法人への移行状況、この3か月間での準備状況はというご質問です。9月議会以降、建物の名寄せや承継財産の評価等の作業を進めてまいりました。その結果、本議会に定款の一部変更、承継させる権利を定めること、財産の無償譲渡の議案を提案したところです。また、この間、2度の評価委員会での検討を終え、中期計画も提案させていただいたところですので、よろしくお願いします。

次の4番目の質問ですが、独立行政法人の承継財産、開始時の状況というご質問です。固定資産、固定負債につきましてはおおむね確定してきましたが、流動資産、流動負債につい

ては年度末にかけて大きく変動するため、資産、負債の合計額は27年度決算により確定することになります。そこで、あくまでも27年度の予算をベースとした見込みということをお願いしたいと思います。資産の計は約490億円、負債は約400億円と見込んでおります。その差し引きであります資本金は90億円です。なお、重ねて申し上げますが、これらの数字はあくまでも27年度予算をベースとしたものですので、今後大きく変わる可能性があるということを申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、4番目の平成28年度予算編成に当たってという中で、来年度の地方交付税の見通しについて回答いたします。

今年度、平成27年度の普通交付税は、85億円ほどになる見込みであります。ご指摘のとおり、今年度で合併による算定替えが終了し、5年間かけて段階的に減額されます。平成27年度交付税を基にした試算では、算定替えによる増額分が14億円ほどでありますので、激変緩和措置により来年度はその10分の1、約1億4,000万円ほどが減額される見込みであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私からは、5番の（2）老人福祉施設の状況、それから（3）の独法への移行状況ということでお答えさせていただきます。

まず、老人福祉施設の状況ですけれども、当院に附属しております特別養護老人ホーム、それから養護老人ホームなどの老人福祉施設につきましては、中期計画にも記載してございますが、引き続き適切に運営していくこととしております。また、老朽化ということがだんだん現実になってまいりましたので、それに対応した新たな整備改修計画につきましても、市と協議の上、策定させていただくということにしております。

それから、9月以降3か月を経過したわけでございますけれども、その間の作業の進捗状況ということですが、病院におきましては、9月議会で可決されました中期目標に沿って中期計画案を作成いたしまして、11月に市に提出したところでございます。本議会で中期計画が議決されました暁には、年度計画の作成を今後進めていきたいと考えております。

また、県に対して財産処分の申請、それから内部での規程等の整備、人事給与、財務会計等システムの更新など、地方独立行政法人化に向けた作業を進めているところでありまして、

特に今のところ遅延等は生じておりません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） では、1項目め、生涯学習への取り組みについて、（1）講座及びサークル・クラブの状況について再質問をさせていただきます。

生涯学習計画では、いつでも、どこでも、誰でも学べる学習環境づくりを基本目標に、市民の生涯学習に関する活動を効果的に支援するとあります。この具体的な取り組みについて、また施設ごとに分けてのサークル・クラブの数と利用者数及びインターネット環境について伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、初めに各施設ごとの利用状況についてお答えをしたいと思います。

平成26年度における各社会教育施設ごとの講座及びサークルの状況ですけれども、市民会館、講座数が1講座、サークル数20団体、利用者数1万1,698人、参考までに併設されております図書館の貸し出し人数は3万2,894人であります。次に、第二市民会館、講座数が18講座、サークル数22団体、利用者数1万3,610人、海上公民館、講座数26講座、サークル数51団体、利用者数5万4,156人、干潟公民館、講座数11講座、サークル数8団体、利用者数9,350人、いいおかユートピアセンター、講座数14講座、サークル数11団体、利用者数3万3,516人、青年の家につきましては、職員の配置がございませんので講座は開設しておりません。サークル数は23団体、利用者数1万8,756人。合計6施設合わせまして、講座が70講座、サークル数は135団体が利用しております。

次に、推進計画の具体的な取り組みということですが、各学習施策の体系に沿った形で計画的に進めているところでございます。

次に、インターネット環境の整備ということでございますけれども、現在サークル団体3団体ほどがパソコンの学習を行っております。しかしながら、現在、インターネット環境を整備する計画は生涯学習課としてはございません。サークル団体につきましては、材料費などは会費でありますとか自己資金により調達をいただいておりますので、ほかのサークル団体との公正・公平の観点からも整備することは難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 海上公民館を筆頭として、市内6か所の施設をご利用いただいているようですが、各施設、インターネット環境が整備されていないというような状況です。本計画では、学習環境づくりを目指して関係機関、関係団体、民間等と連携を図り、市民の多様な学習ニーズに対応し、自己に適した学習機会を選択できるよう支援するとあります。しかし、市民や関係団体と連携がとれていないように感じますが、その現状についてと、また、全国の生涯学習センター、100か所を超える施設ですね。それを調べましたところ、インターネット環境を整備しておる、そのような状況ですね。本市においては、生涯学習センターの計画が一応ないということは聞いておりますが、その分、教育施設6か所ですか、整備をしていただきたいというふうに思うんですが、早期に整備すべきと考えますけれども、そのお考えについて伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 初めに、生涯学習センターの設置という質問でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○生涯学習課長（高木昭治） インターネット環境ということで。

インターネット環境の整備につきましては、初期投資、そして通信料、あるいは有害サイトを防ぐためのフィルターの使用料等々、ランニングコスト等もかかりますので、現在のところは整備する計画はございません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） ほかの自治体において取り組んでいて、本市だけそういうことを調査したり、整備に向かって検討いただくということができないということは大変残念なんですが、今日の社会経済情勢は国際化、情報化、技術革新等の急激な進展により、市民の学習ニーズもますます多様化、高度化、専門化が進んでおり、こうした時代の動きに対応するための本計画策定であると理解しております。インターネットの環境は、まさにその部分で他の自治体に調査しましたら、幾つもの多様な整備方法で対応しているようでした。それに、本市のサークルには、ネット環境を望む団体が複数あり、整備が遅れることにより、地域コミュニティの崩壊につながりかねません。それらの観点においても、早急に解決していただきたい

と思うのですが、もう一度お願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 教育施設、関連施設だけの話ではないんですけれども、公共施設にインターネット環境をどう整備していくかということの全体的な話かなと思ひまして、実は今行われていますのは、本庁、各支所等のロビー的なフロア、ここにおいて業者のほうが無償でインターネット環境を整備してくれています。具体的には、大手でいきますと a u は残念ながらご協力いただいていないんですが、ドコモとソフトバンクはフロアで対応できるような形にはなっています。そこで、学習施設の各教室ですとか部屋まで広げるかということになると、個々具体的な公共施設のことになってきます。そこまで必要かどうか等も含めて、補助金制度があるということも承知していますので、今後整備していきたい。なぜ今後かと言いますと、まだ市民のほうからどうしても環境整備してくださいねというニーズが多くあるわけではありません。それらも含めて、いずれにしても時代が時代、議員ご指摘のとりの時代ですので、検討は前向きにしていきたいというふうに考えますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 分かりました。各種団体が市長に対して要望を出しまして、これに対しての返答も出ているようですが、再度、しっかりとした要望を出していただくように僕も働きかけていきたいなと、そのように思いますのでよろしくお願いをいたします。

続いて、2項目め、国民健康保険特別会計についての（1）平成26年度決算の状況について再質問をいたします。

当初想定していた医療費の推計や保険者数の見込みにずれがあるようでございますが、収支に与えた影響はどのようなことがあるのかお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） それでは、収支の影響ということですが、当初予算では、被保険者数を2万6,993人と見込んでいましたが、景気回復等の影響もあり、国保から社保への移行が多い状況となっております。これにより、見込みより864人少なくなりました。

歳入ですけれども、税収においては5,488万9,000円の減、また一方、歳出ですが、保険給付費が見込みより2億1,601万2,000円少なくなっております。しかしながら、被保険者数が

減になっておりますけれども、1人当たりの医療費は増加傾向になっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、調整交付金についてであります。制度概要としましては、保険者と事業者が良好であることを県が評価をして国へ推薦し、最終的に国が交付決定するものです。ちなみに、交付金額は平成26年度が5,500万円でありましたが、手持ちの資料によりますと、平成25年と23年度は交付されておられません。この要因について伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 調整交付金の交付されなかった要因ということですが、国の調整交付金のうち特別調整交付金、またその細部で特別分というのがございます。議員指摘の県内、千葉県では3分の1の団体、18団体に交付されるものでありますけれども、この算定基準は約60項目ございます。その事業をやっているか、やっていないかでそれぞれポイントが計算されまして、上位18団体ということになります。毎年いろいろ項目の事業を実施しているところではありますが、平成23年度、25年度では19番目ということで、残念ながら推薦枠に届かなかったということになります。

その要因としましては、ジェネリックの差額通知の未実施、法定賦課限度額未満の項目で非常にポイントが大きいため、その影響があったと思われます。なお、この差額通知は平成26年度より実施しており、また賦課限度額については平成26年度の税率改定の際、法定限度額まで引き上げましたが、すぐに法定限度額が国の基準が引き上げられたため、これについては追いついていない状況であります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 県内で18団体が受け取れると、その中で19番目だということで、非常に惜しかったなというように思うんですが、この調整交付金はぜひ毎年度確保していただきたいと、そのように思うんですが、今後の具体的な考えと取り組みについて伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 調整交付金の確保ではありますが、ご指摘のとおり5,000万円という金額、非常に大きい金額でございます。先ほども申し上げましたけれども、毎年努力してさまざまな項目、できるものは実施していこうということで、ちなみに平成26年度の際は県内12番目という結果となっております。それでまた、今年平成27年度の現時点ですけれども、昨年よりまたポイントが上がったものがありますので、今年も確保できるものと見込んでおります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 引き続きのご努力のほう、ご尽力お願いしたいと思います。

次に、（2）の平成26年度税率改正に伴う影響についての再質問をいたします。

国保加入者と被用者保険加入者との1人当たりの医療費の比較及び国保加入者の平均所得と、その近年の推移が分かりましたらお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 国保加入者と被用者保険加入者との1人当たりの医療費の比較でございますが、厚生労働省の資料、市町村ではちょっと分かりませんので、国のレベルでの説明とさせていただきます。

平成24年度国保1人当たりの医療費が30万5,000円に対し、被用者保険1人当たりの医療費は15万1,000円、平成25年度国保1人当たりの医療費は31万4,000円に対し、被用者保険1人当たりの医療費は15万3,000円、平成26年度においては国保1人当たりの医療費32万2,000円に対し、被用者保険1人当たりの医療費15万7,000円となっており、国保1人当たりの医療費は、被用者保険1人当たりの医療費の約2倍となっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（林 利夫） 私からは、国民健康保険被保険者の平均所得についてお答えいたします。

国民健康保険税は世帯課税の制度となりますので、各年度の当初課税時における課税世帯の平均所得額を回答させていただきます。平成24年度の平均所得額は137万9,000円、平成25年度は143万1,000円、平成26年度は139万5,000円、直近の平成27年度ですけれども、これは当初分が132万1,000円です。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今のことから、長引く景気の低迷で国保加入者の所得や保険税の収入額も減少傾向にあり、一方で、国保財政は医療費負担が年々増大し、市の財政も厳しい傾向です。財源確保に当たり、安定的かつ持続的な運営をしていくには何を優先されるのか、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 財政基盤の安定ということでありまけれども、国において低所得者対策として平成27年度から1,700億円の拡充、また平成29年度以降はさらなる国費が毎年1,700万円投入されるというような方針となっております。これによって国保財政基盤が強化されることとなりますが、1人当たりの医療費が増加傾向にあるため、ジェネリック医薬品の推進、また特定健診等の保健事業など医療費適正化の強化に努め、健全な運営を図っていきたいと考えております。また、平成30年度からは、市町村単位の国保から都道府県単位の広域化となることから、さらに財政基盤が強化されることとなると思われます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 僕自身、国保は社会保障であるべきと思いますが、社会情勢や時代の変化を感じ取っていただき、現状の把握、分析に努めていただきたいと、そのように思います。次に、（3）今後の推移についての再質問をいたします。

今、国が示している都道府県単位の広域化には、保険加入者の負担する保険料の算定方法を統一する必要があるとは思いますが、他市町村との保険料の差額についての問題、その辺について本市はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） ご指摘のとおり、平成30年度から都道府県化ということで、県が責任主体となって効率的な事業運営等を担っていくということですが、あつ、ちょっとお待ちください。失礼しました。保険料の算定でありますけれども、保険料の算定に当たっては、市町村の医療費水準を反映するとともに、負担能力に応じた負担とする観点から、市町村ごとの所得水準も反映することとなっております。今回の改革により、被保険者の保

保険料水準が急激に変化することないように、必要な配慮を行うこととなっております。そこで、旭市の低い医療費を保険料に反映させるため、医療費の低い近隣市町と連携を図り、これからの協議に臨みたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 国保税の賦課による資産税割、それについてなんですが、それなりに公平感が保たれている側面もあるように思いますが、県内の状況と今後のお考えについて伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 国保税の資産割ということでお答えいたします。

資産割を採用している県内の市町村ですが、18市町村ございます。また、この資産割につきましては、平成26年度の税率改正時に従来の30%から20%に引き上げたところであります。広域になったときの標準保険料につきましては、今後県から示されることとなりますので、保険税の改正の際には国保運営協議会との協議を行うとともに、近隣の動向を勘案していきたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、続いて、3項目めの新庁舎建設について、（1）市民サービス維持向上の計画について再質問に移ります。

文化の杜公園に新庁舎を建設した場合、海上地区においては庁舎が遠く感じ残念であるとの意見が多く寄せられております。これは、旧干潟地域においても同じことが言えると思いますが、そこで、完成後に、今ある各支所での窓口業務はどのようなになるのかお伺いいたします。

また、道の駅季楽里あさひや大型商業施設での行政窓口や住民票等のコンビニ交付が同時に検討されているのか、併せて伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 現在の支所におきましては、将来的に必要な機能を残しまして、諸証明の発行業務を行い、住民の利便性を図れるように検討していきたいということで、これは昨日もお答えいたしました。

あと、このサービスのあり方につきましては、新庁舎の建設、それから公共施設の統廃合による利活用と並行して検討する課題ということで認識しています。

あと、大型の商業施設、それから道の駅での諸証明の発行サービス、これは実際にはインフラ整備が逆に市の負担となって必要となります。将来的なこれは課題になるのかなと思っています。

あと、コンビニの件でございますが、これは今実施されておりますマイナンバー、これが普及することによってどこでも取れるようになるという、市内35の店舗がコンビニ交付ができるようになるということで聞いております。ただ、これも市が直ちにということはまだ検討段階でありまして、この準備にも最低10か月はかかるということがあるようでございますので、この辺は将来的というか前向きに検討していくのかなというふうに考えています。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） そのような状況でありますと、新庁舎建設に伴い、海上や干潟地域においては、同じ旭市民でありながら庁舎が地理的、心理的に遠く感じさせてしまい、市民サービスが低下したと思われかねません。そのことに対する対策があればお伺いをいたします。

また、特筆する具体策がなされないのであれば、僕はまず窓口業務の時間延長とその周知の拡大を行うべきと思いますが、このことを庁舎建設計画と同時に検討いただきたいと考えておりますが、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 具体的に、窓口業務の時間延長ということでお話がございました。その辺は確かに今後必要になるのかもしれませんが。一本化された段階というのは、今申し上げたとおり、仮にコンビニ交付ができるということになったときには、相当の夜間まで出せるということになります。それと、あと各支所の月平均の住民票等の利用の状況なんですけれども、実際には200前後ということで、月で200前後ですから、1日当たりそれほど大きな数が出ていないということも勘案しますと、あとは費用対効果を考えながら、どのようにしていくかを検討させていただきたいと思っております。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） では、もう1点、次は、建設候補地近隣にお住まいの方々への対応でございます。

当時、公園の建設に当たり、約6万6,000平方メートルの面積を39人の地権者から、約10

億4,000万円で買収しています。その地権者方からは、公園用地として土地を提供していただいたはずですが、それに文化の杜公園の環境を考慮して近隣に居住を決めた方も少なからずいらっしゃると思いますが、それらの方々に対するお考えについてお伺いをいたします。

また、建設候補地の近隣住民に与える影響はどのようなことがあると想定をして対応しているのか、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに公園用地として買収しております。その方々には、最終的に候補地が決定したということであれば、きちんと説明する必要があると考えております。

また、周辺の環境なんですけれども、実際には北側部分で7.66ヘクタール、その約1ヘクタールということで、できるだけ例えば日陰の関係等、影響の出ない配置等を考えていくことが重要だと思っています。公園自体の、あその公園の良さというのは、非常に大きく真ん中に1本抜けている通りがあるんですけれども、そこはとても誇るべき通りなのかな、それと周辺の散策路もずっと残るということであれば、影響的には大きなものはないのではないかと考えております。その辺は、当然しっかりと検討しながらこれからの基本計画、それから設計にもし決まれば入っていく必要があると、さまざまな面で配慮しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時15分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き林晴道議員の一般質問を行います。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 先ほどの答弁の中で訂正がございますので、国民健康保険特別会計のうち、2番の税率改正による影響ということで、国の財政支援が1,700万円と発言しました。1,700億円ということで訂正をお願いします。

それと、3番目の今後の推移ということで、資産割の税率を30%から20%に引き上げたと

発言したようであります。ここは引き下げたということで、申し訳ありません、訂正のほうをお願いします。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、また再質問に移ります。

先ほどの3項目め、新庁舎建設について、最後のご答弁いただきましたけれども、僕から1つ要望をさせていただきます。

庁舎建設候補地となっております文化の杜公園なんです、僕、あの景観が実は大好きなんです。先ほど話にありましたメインロード、あれはインターロッキングが10メートル、それから長さが500メートルですか、その両サイドに実はイチョウが植えてございます。そのイチョウを今はまだ小さくて皆さん、あまり認識がないかと思えますけれども、あれはやはり何十年後、百年後、後世には東京の神宮外苑のイチョウ並木、あれに負けずとも劣らないすばらしい景観になるものと思いますので、また40年後、生死の話もありましたけれども、あそこでお会いできたらいいのかなと、そのように感じております。

それでは、4項目め、平成28年度予算編成に当たって、（1）総合計画の進捗状況について再質問をいたします。

先ほどの回答では、おおむね計画通り順調と推移できますが、その内容について進捗状況の低い分野である、安全で魅力あるまちづくりが3.49で、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりでは3.76と若干低くなっている、その主な理由について伺いをいたします。

それから、4年目を迎えて、後期基本計画の総仕上げというところでもありますので、今後の締めくくりの仕上げの予定をお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、ご指摘のありました進捗状況の比較的低いところということで、その理由があればということでお答えしたいと思います。

安全で魅力あるまちづくりの分野ということで、これが3.49と申し上げました。この中には、市の主要な道路整備がございます。ここで幾つかの路線において、関係機関との協議により進んでいないような状況等があります。

それと、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりの分野、これが3.76と申し上げましたが、図書館の例えば整備ですとか、文化財保存施設建設事業等が掲載してございます。これは、

東日本大震災等の計画を先に優先させたというようなこと等がありますので、それで若干数字が下がっているような事業が幾つかございます。事業の範囲が非常に大きいので、個々にいうとちょっと数があるので、この代表的なものを説明しまして答弁とさせていただきたいと思います。

それで、4年目であるということから仕上げ、この総合計画をどうするのかというご質問だと思います。これにつきましては、今総合戦略を作っています。きちっとこの現計画これに代わるものという形で総合戦略を作っていますので、もちろん終わっていない事業、それから課題等、いま一度ここで精査をして、次期総合戦略の中で位置付けて実施していきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、（2）財源確保の状況について再質問に移ります。

地方交付税が来年度で1億4,000万円、最終的には今年度からの試算では14億円減となるということで、財源の確保が大変になると思いますが、そのような中で基金の活用ということも考えておかなければならないと思います。そこで、各種基金の現在高についてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、基金の現在高について申し上げます。

一般会計の基金の合計額は、平成26年度末で125億6,000万円、特別会計が合計で6億7,800万円、合計しますと132億3,800万円であります。一般会計で主なものを申し上げますと、財政調整基金が62億4,900万円、庁舎整備基金が18億200万円、災害復興基金が12億700万円、地域振興基金が22億5,500万円であります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） ただいま答弁にあった地域振興基金について質問をいたします。

地域振興基金については、合併による地域の振興を目的とした基金ですが、合併特例債が主な財源となっています。そこで、地域振興基金へ合併特例債を充てられる限度額及び現在の借入高、借入可能額をお伺いいたします。

また、現状、限度額まで借りていないものと思いますが、その理由についても併せてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 先ほど地域振興基金の説明の中で、金額を22億5,500万円と申し上げましたが、このうち合併特例債を借り入れて積み立てたものが18億6,300万円ございます。この合併特例債を使った基金借入れの限度額は、26億4,760万円と決まっているということですので、残された借入可能額、これは7億8,460万円ということになります。

次に、限度額を借りていない理由ですが、地域振興基金に係る合併特例債については、平成17年度、18年度、19年度と借入れを行ってきました。18年度、19年度と2年連続で実質公債費比率、これが、起債が県の許可となる18%を上回った状況にありました。このため、将来負担の健全性を考慮しまして、20年度以降、見合わせていたものであります。なお、平成21年度以降の実質公債費比率は18%を下回ってきております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 実質公債費比率を考慮して限度額を借りなかったということですが、現在、実質公債費比率も下がっているということもありますし、確実に有利な財源でございますので、限度額までぜひ活用する方向で考えていただきたいと思いますのですが、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） ご指摘のとおり、合併特例債を借りて基金を造成するということは、特例債の交付税算入が70%であること、言いかえれば30万円の返済で100万円の預金がつくれるという非常に有利な制度、財源でありますので、実質公債費比率の推移を見守りながら、借り入れる方向で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） ありがとうございます。

続いて、5項目め、旭中央病院について、（1）地方独立行政法人化への市長の考えについて再質問をいたします。

地方独立行政法人法の第14条の中で、市長は、法人業務の実績が悪化した場合、その役員に該当職務を行わせることが適当でないとするときは、その役員を解任することができる

と記されております。これは非常に高度な政治判断が求められますが、どのような状況時に考えるのか。

また、中期計画において示されております収支計画に、平成31年までに31億円の純利益と記されておりますが、この数値をもって判断するほかないのか、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 役員の解任というご質問、どのようなケースかというご質問です。

法のほうでは、理事長がどのような場合に解任できるかを17条で規定してございます。まず、欠格条項がございます。これは、政府または地方公共団体の常勤職員になったときは欠格条項に該当するので解任、これはしなければならいとされています。そのほかの場合ですが、心身の故障のため職務の遂行にたえないと認められるとき、それから職務上の義務違反があった場合、職務の執行が適当でないため業務の実績が悪化して、引き続き当該職務を行わせることが適当でない判断する場合でございます。この場合では解任できます。

問題となるのは、多分議員のご質問の内容は、業務の実績が悪化してというような例を、中期計画の純利益31億円を確保できない場合というような例示というふうに解釈しますが、直ちに純利益が計画どおりにいかないからということではないのかなと。この辺につきましては、例えば、最後の職務の執行が適当でない場合というふうな判断です。この判断につきましては、専門的な例えば評価委員会の意見を聞くですとか、そういったようなことを通してでの、最終的には市長の判断というふうに考えています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今ご答弁いただいたことは、僕自身も分かっておりますので、高度な政治判断を聞いたかったんですが、次に行かせていただきます。

（2）の介護老人保健施設の状況について再質問に移ります。

東総園やシルバーセンターは、行政責任において適正な施設運営が必要であることから、このまま旭中央病院の附属施設としてお願いできるのか。病院の施設運営の再構築等のお考えについてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 附属施設につきましては、一応市のほうに提出させていただきました中期計画においても、引き続き旭中央病院が運営していくということで一応お願いしてございます。

また、独立行政法人において社会福祉施設を経営することについては、法的に問題ございませんので、今のところ現状と同じような形で運営していくことになるかと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 次に、（3）独立行政法人への移行状況について再質問をいたします。

先月、総務常任委員会で当院と時を同じくして来年の4月1日に独法化に移行する佐世保総合市立病院を視察し、意見交換をいたしました。今後の予定で当院と異なる部分として、独法移行に際し、佐世保市立病院では12月に理事長候補の公表をすることでした。そこで、当院も理事長候補を公表し、移行準備を進めていくのがいいのではないかというふうに思いますが、このままの状況で、病院事務部としては今後移行準備に支障はないのか、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 先ほども進捗状況の中で申しましたとおり、基本的に病院の移行業務といたしましては、理事長の任命の時期にかかわらず、来年4月1日の地方独立行政法人化へ向けて、手続きを今進めているところでございます。基本的に、各種手続き等におきまして、理事長の任命がなくて困っているという状況は、今のところございません。先ほど市長のほうからも、しかるべき時期に公表というようなお話がございましたので、必要なものはその後やりたいと考えておりますので、特に問題ないと考えております。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、理事長の候補者の公表が遅れても全く影響はなくて、遅くてもいいというようなことでお伺いいたしました。独法化への移行まで3か月余りである今、移行後の役員任命等の病院人事への影響が危惧されかねません。僕は、理事長候補を速やかに公表し、準備を進めていただきたいと思うのですが、病院事務部のお考えをお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 今申しましたとおり、理事長につきましては、市のほうで考えていただくということになっておりますので、私どもは、いかなる状況においても対応できるように、病院としては準備をするということでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 続いて、（4）独立行政法人への承継財産について再質問をいたします。

独法に移行しても、独立して運営していけるだけの大きな資産額であることが分かりました。その分、今後の運営責任など、大変なご苦勞があらうかと思います。この資産管理に対する病院のお考えがありましたらお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、承継いただきました資産についての考えということでございます。

承継いただきました資産につきましては、中期計画にもありますように、計画的な修繕、施設運営、保守管理の効率化を図り、適正に運営してまいります。また、現預金その他につきましては、地方独立行政法人法にありますように、法に従って管理していくところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） これで僕の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（景山岩三郎） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（18番 木内欽市 登壇）

○18番（木内欽市） 18番、木内欽市です。平成27年旭市議会第4回定例会において一般質問を行います。

有史以来、大きな災害や戦争を除いて、増加し続けていた我が国の人口も減少期に入り、人口減に歯どめがかかりません。昨年も人口が27万人減ったと大きく新聞報道がなされまし

た。これはまだまだ序の口でありまして、報道によりますと、これからは毎年人口が100万人ずつ減る時代になるとのことです。政令指定都市が1つずつなくなっていく計算になります。と同時に、高齢化が進み、今までどこの国もまだ経験したことのない急激な少子高齢化時代を迎えます。今までの経験則が全く通用しなくなります。これから日本はどうなるのか、世界中の先進国が注目しているところであります。

先の文化講演会でフリーのアナウンサー、堀尾正明氏が、自分が長生きをして100歳になる40年後には、日本の人口は4,000万人減ると、3分の1減ってしまうと、こういう講演をなさいました。関西から九州、沖縄の人口がそっくりなくなってしまう計算だと言っておりました。今世紀末には、現在1億2,000万人以上いる日本の人口は、半分以下の6,000万人になります。

日本創成会議の座長を務め、岩手県知事も務めた増田寛也氏は、全国の自治体の約半数896の自治体が消滅する可能性があるという衝撃的な発表を行いました。かろうじて旭市はこの中に入っておりませんが、近隣の自治体は皆入っております。

きのうの高橋利彦議員への答弁で、交付税は5年間で14億円減る、3年後からは市の貯金であります財政調整基金の取り崩しが始まるということであります。いずれは次の合併も考えざるを得ないときも来るのかなと考える一人であります。

以上のことを念頭に置いて6項目、10点の質問を行います。いずれの質問も複合的に関連するものであります。市長及び担当課の前向きな答弁を期待して、順次通告順に従い質問を行います。

まず最初に、広域行政について伺います。

現在の取り組み状況、今後の取り組みについて併せて伺います。

次に、地方創生について伺います。

ベテラン議員を大臣に登用して華々しくスタートした地方創生、最近ではマスコミもあまり取り上げなくなってきました。どのようになっているのでしょうか。本市として具体的にどう取り組んでいるのか伺います。

次に、観光について伺います。

10月にオープンした道の駅季楽里あさひ、大変大勢の人々が訪れているようであります。人が集まれば活気が出ます。大変良いことだと思います。観光名所、観光施設に乏しい本市であります、わざわざ訪れてくれる人もたくさんいるようであります。

1年間で市内いろいろなところへ、いろいろな人たちが訪れてくれていると思いますが、

どのぐらいの人が訪れてくれているのでしょうか、お伺いをいたします。

2点目として、近隣市と連携していけば、より集客力も高まると思いますが、いかがでしょうか。

質問の大きな4番目は、道路問題についてであります。

銚子市へ通じる清滝バイパス、同じく銚子市から旭市、香取市と台地を横切る東総台地広域農道の日も早い完成を願うものでありますが、なかなか進みません。現在の状況、進捗率について伺います。

質問の5番目は、鳥獣被害についてであります。

旭市の被害状況、それから予防策について伺います。

質問の最後は、庁舎の建設についてであります。

今まで4人の議員が質問を行いました。それだけ市民の関心の高い表れだと思います。私なりに観点を変えて質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

今までの質問を聞いておりますと、せっかく造った公園をなぜ壊して、しかも補助金を返還して、なおその上に新たに公園を造らせられると、税金の無駄遣いであろうということがあります。そこで、2点ほど伺います。

まず1点目としては、現在の状況について改めてお伺いいたします。

2点目、建物の構造について。

以上で私の第1回目の質問を終わります。なお、再質問については自席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 木内議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、1番目の広域行政について、現在の取り組み、今後の予定ということでお答えをしたいと思います。

木内議員のおっしゃるとおり、広域行政、大変必要だと私も認識をしておるところであります。取り組みといたしましては、銚子市、旭市、匝瑳市の3市で構成する東総地区広域市町村圏事務組合で実施しております銚子連絡道路の整備促進事業をはじめ、ごみ処理の広域化や職員採用試験の合同実施、中学生海外派遣研修事業など、また旭市、匝瑳市、多古町、横芝光町の2市2町で構成する東総衛生組合では、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬等の処

理事業、さらに銚子市、旭市、東庄町の2市1町で構成する東総広域水道企業団では、水道用水の供給事業に取り組んでいるところであります。そしてまた、今、香取、海匝の首長会議というものを作りまして、広域でこの地域に北総東部地域にかかわる問題についても、今協議会を作っているところでありまして、いろいろ検討をしているところであります。

また、今後の予定ということですが、現在策定中の総合戦略の人口ビジョンでも、将来かなりの人口減が見込まれている中で、広域行政の取り組みにおいては、より効果的、効率的な問題解決が期待できる道路問題や環境問題など、さらにきのうも話がありましたように、成田空港から南ルート of 県の観光バスの試行運転、そういったものも銚子市、旭市、匝瑳市の首長間で話し合っ、今県に要望しているところでありまして、そういった面で、いろんな面で協議を進めていかなければ、そして、少し取り残されているような感じがあります東総地区、地域全体で魅力アップにもつながるものと観光でも期待をしているところでありますので、ぜひとも3市を中心に香取市の方々にも協力をしていただきながら、この地区の発展に努めていきたいと、そのように思っているところであります。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、私は、その次の地方創生について、現在具体的にどのように行っているかというご質問に答えたいと思います。

総合戦略の事業内容につきましては、骨子で示しております。この骨子につきましては、過日の全員協議会で議員の皆様方にご説明したところでございます。

人口減少対策に最も有効な事業を重点戦略というふうに位置付けしております。4つのプロジェクトと別に小さな拠点形成事業というものを挙げています。各プロジェクトにおきまして、例えば雇用という部分の地域振興プロジェクト、ここでは、こだわり旭ブランド創出支援事業や地域職業相談室運営支援事業など、また、子育て関連の子宝育成プロジェクト、ここでは出会いの場創出事業や育児支援事業などを挙げています。

それから、小さな拠点形成事業ですが、名称を今回、旭市生涯活躍のまちというような形に変えまして検討を進めているところでございます。内容につきましては、少子高齢化と医療・介護のニーズに対して、旭中央病院の最先端の高度医療機能、それと道の駅季楽里あさひの農業・食に関する情報発信・交流機能を生かし、元気な高齢者とケアを必要とする高齢者、さらには子育て世代などの多世代が地域全体で支え合えるような拠点の形成を図り、これを雇用にもつなげていきたいというようなものでございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは、3項目めの観光につきまして、初めに、（1）番の市内の入り込みの状況についてお答えします。

旭市の平成25年1月から12月までの入り込み客数は、116万21人でした。主なものとしては、施設等では飯岡刑部岬展望館～光と風～が28万8,000人、いいおかみなと公園が19万1,200人、かんぼの宿の日帰りの入浴が8万8,932人、サーフィンを行いにきた方が5万9,880人となっております。

また、イベント等につきましては、七夕市民まつりが12万5,000人、いいおかY O U・遊フェスティバルが12万人、旭市のあさひ砂の彫刻美術展が5万2,000人、袋公園の桜まつりが1万3,000人となっております。

続きまして、（2）番の観光についての近隣との連携についてお答えします。

今年度から県の出先機関であります海匠地域振興事務所で、旭市、銚子市、匝瑳市が連携をしまして観光のPRに取り組んでおります。観光資源を確認し、観光コースなどの検討を行っております。

また、県の事業でございますが、昨日もご回答しましたように、成田空港を利用される方々に対しまして、成田空港と銚子市、それと鴨川市、館山市などを結ぶ高速バスの無料実証実験が行われました。銚子ルートにつきましては、神崎町、香取市、東庄町、銚子市のルートで1日4往復となっております。

先ほども市長のほうから答弁がございましたように、来年度につきましては、旭市を通るルートで運行できないか県に要望しておるところでございます。ちなみに、旭市につきましては、道の駅といいおか潮騒ホテルで乗降できるように考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、4番目、道路問題についてのうち、私のほうから清滝バイパスに関しましてご答弁をさせていただきます。

清滝バイパスにつきましては、これまでにトンネル西側の取り付け道路の道路改良工事、こちらがおおむね完了したところでございます。また、現在はトンネル東側の道路改良工事、こちらを鋭意進めていると聞いております。

市の対応といたしましては、本事業の早期完成に向けた要望活動でございます。毎年、千

千葉県海匠土木事務所の事業説明、これに合わせまして市長が直接本路線の事業要望をしておりますほか、知事と市町村長との意見交換会及び千葉県市長会、これらを通じ千葉県へ要望を重ねておるところでございます。今後も機会を捉えまして、本事業の早期完成を図るべく要望をしていきたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課より、4項目めの（1）東総台地広域道路の進捗率についてお答えさせていただきます。

東総台地広域道路、こちらの事業につきましては、千葉県海匠農業事務所が事業主体となりまして、銚子市の長塚町を起点といたしまして、旭市の岩井、松ヶ谷地区を經由して東庄町小南地区を終点とする10.5キロメートルの農道を整備するものであります。現在の整備状況についてでございますけれども、本事業は、平成15年8月に起点の銚子市長塚町から新町までの3キロメートルが供用を開始されました。本年8月には、旭市岩井地区の390メートル及び松ヶ谷地区の700メートル、こちらを含みます3.6キロメートルが供用を開始されたところであります。合わせまして6.6キロメートルが整備済みとなりまして、全体の62.9%が農道として現在供用されているところであります。なお、旭市内の工事区間であります岩井、松ヶ谷地区は全て工事が完了しております。

今後の整備状況といたしましては、残る区間の3.9キロメートル、こちら全て銚子市地先となっておりますが、うち2.6キロメートルは既に工事が完了して供用開始の準備を進めているところと伺っております。また、銚子市地先の未着工区間の1.3キロメートルにつきましては、計画変更が生じたということから、関係機関が協議を進めまして、平成29年度の着工に向け、現在準備を行っているということを聞いております。

それから、5項目め、（1）被害状況につきましてですけれども、有害鳥獣の被害状況につきましては、旭市における農作物の有害鳥獣による被害状況については、カラス、ドバト、スズメ等の鳥類によります被害が報告されております。ちばみどり農業協同組合からの報告内容を申し上げますと、畑作の野菜類において通年で発生し、時期的な作物では稲、トウモロコシ、メロンなど被害を受けているということであります。平成26年度の本市農作物の被害金額、こちらは全体1,305万4,000円、被害面積は414ヘクタール、被害量は52.6トンとなっております。被害の大半はカラス、ドバト等によるものということで報告されております。

それから、（2）の予防策についてということですのでけれども、先ほど申し上げましたように鳥類による農作物、特にメロン、トウモロコシへの被害が確認されております。旭市にお

きましては、旭市鳥獣被害防止計画に基づきまして捕獲、駆除を行うこととなっております。毎年、特に被害のあるメロン、トウモロコシの出荷時期と重なります6月から8月までの3か月間において、千葉県の許可を受けまして猟友会へ銃器による捕獲作業、こちらを委託しております。

イノシシなどの獣類の影響と思われます農作物への被害は現在確認されておりませんが、まず目撃があった場合は、海匝農業事務所が所管となりまして、海匝地区の3市をはじめ、県関係課と警察署、農協、猟友会などの関係機関へ情報提供されるということになっております。仮に、農地等で被害が発生した場合は、海匝農業事務所をはじめ、海匝地域振興事務所、県自然保護課等の関係機関と連携して対応するということになっております。

また、広域的な取り組みといたしましては、海匝地域の市町村、県関係機関、猟友会、農協などを構成員といたしまして、海匝地域野生鳥獣対策連絡会、こちらが設置されております。捕獲対策ですとか、被害防止対策及び各種の情報交換を現在行っているというのが状況であります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、新庁舎建設に関しまして、現在の状況について回答いたします。

現在、候補地として定めている旭文化の杜公園の一部を庁舎用地とするための都市計画公園変更手続きの事務を進めております。このための資料作成を進めておるところであり、来月中にも県との間で事前協議が進められるような予定となっております。

また、文化の杜公園を庁舎敷地とする場合、公園事業に投入されました国庫補助金、この一部返納が想定されますので、その進め方についても県の担当課と詰めていくこととなります。並行して、現庁舎の窓口、それから執務環境の問題点を洗い出し、新庁舎の適正な規模を算出する目的で実施いたしました窓口・執務環境現況調査がこのほどまとまっております。この結果につきましては、今後の庁舎の窓口配置、課の配置、設計時における庁舎規模のもととなるデータとして生かしていけることとなります。

続きまして、（２）の建物の構造ということで、現在想定している新庁舎の規模でございますが、敷地面積1万平方メートル、延べ床面積を約1万2,000平方メートルとしています。文化の杜公園にその敷地が確保できたとすれば、敷地の中で延べ床面積をできるだけ確保いたします。かつ周辺の景観に配慮しながら周囲の建物の高さ、これは東部図書館がすぐ近

くにありますので、そこと同程度を想定していくのかなということで考えております。構造は多分SRCになるのかなということでございます。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時 0分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き木内欽市議員の一般質問を行います。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 現在の取り組み状況、広域行政についてということはよく分かりました。それで、首長同士の交流もあるということでございまして、先ほど香取海匝首長会議といたものを持っておるということでございますが、この会長はどなたがなさっていらっしゃいますか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 昨年度発足したところでありますので、今香取のほうの首長会の会長は石橋神崎町長ですけれども、香取海匝の協議会は宇井香取市長になっております。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 先ほどもちょっと休憩中に伺っていたんですが、近隣の東総地域の首長としては明智市長が一番もう古いし、一番年長でもあられます。当然リーダーシップを今までも発揮して、これからまた発揮をしていただきたいと、そう願っておるんですが、そういった意味で特に銚子市、匝瑳市あたりの首長とは緊密だと思われます。ですから、そのほかにも私的にも例えばゴルフに行くだとか、一杯やるとかそういったものもぜひ首長としてはやっていただいて、よくゴルフ外交ということもございまして、そういった面でも連携を深めていただいて、この地域がより一層よくなるようお願いをしたいと思います。

それでは次の質問に入りますが、あとは同じようなことが、例えば職員同士にも言えると思うんです。職員同士の交流、あと合併前は、これは議会のことになるんですが、よく議員同士の交流もありました。海上町の場合は両町との交流があったり、海匝4町との交流もあ

りまして、年に1回ぐらいは研修に行って親睦を深めたりしておりました。これは議員の問題ですが、議員も、友好都市もいいんですが、近隣の議員たちとも交流を深めていく必要があるのかなと、そんなふうに思っています。

職員の交流に対してはどのような交流を行っているのでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 職員の交流はどのような内容かというご質問です。県内の団体ということで、まずは……

（発言する人あり）

○企画政策課長（横山秀喜） 近隣だけですわね、絞って。そうしますと、千葉県東部都市体育研究協議会と各市教育委員会主催ということで、これは市民を交えての、職員というよりは市民です。それとあとは、官公庁関連も前は東総地域で行っていたんですが、いきなり最近では市町村数が少なくなって県大会ということで、特に職員についてはこの地域だけ集まっているのは今現在はないですね。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そうですか。職員の野球大会もあったように聞いていますが、そういうのはあるんでしょう。

（発言する人あり）

○18番（木内欽市） ああ、いいです。返事だけしてもらえれば、うなずいてもらえれば結構なんですけど、ぜひそういう交流をこれからはどんどん深めていただきたいと思います。

この後の質問にも続くんですが、例えば広域でやることがいろいろ出てくると思いますが、今後の取り組み、観光だとか道路、これも広域で取り組んでいくということでございますので、これは次の部門でまた質問をいたしますが、ありとあらゆる面で職員同士の連携が必要になってくると思いますので、そういった連携をしていただければと思います。

次に、地方創生について伺います。

先ほど、地方創生というのがよく分からないんですが、人口減対策とかありますが、1億総活躍社会担当大臣とかもできましたが、ここでもやっぱり少子化とかそういうものを行っているんですよね。そのほかにやっぱり少子化担当大臣なんていうのもあるし、どこにも今人口減が入っているんですが、何か提出すると来年度から交付税がまた算入されるような事業があると聞きましたが、これはどんなことでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 提出されると、恐らく上乗せ交付金のお話かなと思います。交付金事業につきましては、先行型交付金というのが既に今年度から採択されて、旭市もその事業に手を挙げて行っています。

この先行型交付金ですが、全体で1,700億円、国は用意しています。そのうち基礎事業とって、既にもう旭市も手を挙げてやっている事業ですが、この配分に1,400億円、今年の夏、最終的には秋までにこの総合戦略を提出したところについては上乗せ交付金を該当する事業についてはあげますよと、そんなお話です。

旭市の場合に基礎のほうの最初の事業でどういうものが該当するかというのを申し上げますと、総合戦略、今作っている策定経費、これが950万円、小さな拠点形成事業のコンサル料で700万円、それから定住促進奨励金で2,000万円、特定不妊治療費の助成事業で320万円、育児支援事業で180万円などなど、挙げれば結構あります。その中で実際には1億9,369万7,000円ということで、約2億円の先行型事業ということで採択を受けて実施しています。

これらを実施しているというようなことからでもないんですが、創生事業を夏までにまた再度ということで、その採択要件が今年度から始める新規事業でソフト事業に限るといったようなことで、今の予算を編成している中で該当事業がないということで、夏までにまた新たな政策をとということでちょっといとまがないということもありました。

それらと合わせて、今の総合戦略が現在の持っている総合計画に変わるものとして幅広い形で作っていかうというようなこと等も含めて、夏までの提出というのはちょっと無理かなというように総合的に判断して行ったものということになります。

来年度からの話につきましては、また別に新型交付金という形で、国のほうは現在予算要求段階ということで若干新聞報道等でなされています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 総合戦略、それと新型交付金ですか、この事業については県が職員をその計画に要望があれば参画させるという、県のほうが出ていますが、旭市ではそういうおつもりはあるのかどうか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 現在のところ、県の職員の派遣ということは考えていません。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 県は要望があれば市町村に職員を参画させて支援するということですから、やってもらったほうがいいと思いますがどうでしょう。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 参画させるということがちょっとよく意味が、私のほうも理解していないんですが、実は県との意見交換会は県のほうの職員がこの地域に出向いて、総合戦略の策定状況に関して意見交換は既に2回ほどやっております。

ですので、その中でアドバイスをいただいたり、お互いに、県もこの計画を作っていますので、お互いに調整したりというようなことは行っています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、観光について伺います。

やはり入り込み客、一番多いのは飯岡刑部岬、いいおかみなとですか、それといいおかY
OU・遊フェスティバルへも結構来ている。それで新聞に出ていましたね、屏風ヶ浦が天然記念物と特別に文化財審議会でしたっけ、国のほうに伝達をしたと。これが恐らく通ると千葉県で第1号になるということで、相当観光客が来るんじゃないのかなと。屏風ヶ浦は君ヶ浜から飯岡までの約10.5キロぐらいあるわけですから、そういった面で大いにこれを活用していただいて観光客の呼び込みを図っていただきたらと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 議員のおっしゃいました屏風ヶ浦、国の名勝及び天然記念物の指定にされたということでございます。議員おっしゃるように、この屏風ヶ浦につきましては、銚子市と旭市になっております。実は今月の初めでございますが、海から撮影したものがございまして、今後撮影されたビデオ等ができましたら観光のPRに努めていきたいと思っております。

また、今までどおり銚子市の指定になりましたということでございますが、旭市としましては今までどおり観光のPRに努めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 近隣市との連携、再々質問ですね。

その場合に、やはり今までは旭市独自のパンフレット等を作っていたと思うんですが、これからはそういった意味で銚子市、匝瑳市あたりとパンフレットも別々に作らないで連携していくようなことも考えるべきじゃないかなと、このように思うんです。旭市独自だと主な観光施設があまりないんで、ところが佐原だとか銚子市、匝瑳市あたりと一体になるとすごい観光スポットだと思うんですよ。そういったようなお考えはどうでしょう。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） パンフレットでございますが、最近発行しました県内全域を紹介するガイドブック、ちばエンジョイドライブガイドというのがございました。これにつきましては、県内を幾つかのブロックに分け、それぞれの味覚や観光を楽しめるモデルコースなどを紹介してございます。

また、今年の10月に旭市の船から釣りをを行うのをメインに、市内や匝瑳市を回る1泊2日のモニターツアーが開催されました。このツアーについてもガイドブックで県が発行する予定でございます。

それと先ほど言いましたように、議員の質問がありましたように、香取地域ということでございます。周辺の観光入り込み客数を見ますと香取地域が762万人、海匝地域につきましては430万人、山武地域につきましては459万人ということになっています。特に香取地域につきましては、762万人のうち698万人が香取市を訪れています。この内訳につきましては香取神宮が196万人、道の駅の関係につきましては113万人、それと小野川沿いの歴史的な町並みを訪れた方が48万人となっておりますので、これらの地域と連携を図りながらPRに努めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） JRが来年正月から3か月間、銚子までSLを走らせるということを聞いたもので、SLというのは物すごい見物客も含めて集客力があるんですね。よく聞いたらこっちじゃなくて佐原から銚子だということなんですが、佐松線、ぜひ今度こちらも旭から銚子までSLを走らせると。飯岡駅から先の少し勾配のきついところなどは格好の写真を撮るスポットになるんですよ、煙を吐いて、力を入れて。そういう所もありますので、ぜひ

またそちらのほうへの働きかけのほうもよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 大変参考になる意見も多く聞かせていただきました。香取海匠首長会を設置した大きな目的は、やはり香取海匠を回って成田からお客を呼び込もうと、それと都会から呼び込もうというような大きな狙いがありまして、それについてはやはりマップも香取海匠の観光マップ、観光案内図といいましょうか、そういったものも作っていかうというような今状況で話し合っているところでありますけれども、現実の問題としてそのところを業者に任せるのか、職員がやるのかというような部分はなかなか難しい問題でありまして、業者に任せたら、香取海匠地域でありますので大変な額がかかるのかなと、そんなような思いの中で今研究段階というところであります。

取りあえずは、匝瑳市、銚子市、旭市の3市については頻繁に意見交換、交流を図って、先ほど話がありましたように、職員の野球大会も今年最初にやりました。私の思いでありますけれども、この地域の高等学校、銚子商業を甲子園へ行かせようと、そして匝高を進学校にしようというような思いで3市で一緒になって、ちょうどいいあんばいに、木樽正明さんというプロ野球で活躍した方もこの銚子商業のオブザーバーになりましたので、そういった面も含めて、銚子市、旭市、匝瑳市、そういったものをみんなで頑張っていこうというような思いで今いるところでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 大変心強く思います。

冒頭申し上げましたように、いずれは旭市を中心に合併しろという強力な力が国から働かないとも限りません。もしもそうなった場合に、当然もうリーダーシップを発揮していただいて中心市になっていただく。それにはやはり日ごろからの首長の交流、そういったものが非常に大事だと思います。1市3町、新旭市がスムーズにいったのは、中央病院を中心に消防だとか、みんな同じものでやっていたものですから案外スムーズにいったと、そんな経過もありますので、そういったことも多少念頭に置きながら地域のリーダーとしてご活躍いただきたいと、このように思います。

大きな4番目、道路問題についてですが、道路もやはりそうです。前回は道路は市内の狭隘道路、市道についての質問だったんですが、今回は広い意味での清滝バイパスを含めて、

まず、清滝バイパスのほうからですが、本当にこれなかなか進まないんですよね。それで、市長も地元の県議には何度も言っているということですが、東総広域農道よりずっと早くやっていて、もう10年以上前に完成している予定なんですね、とくに。それが全然進みませんので、ぜひ清滝バイパス、これができれば銚子市から一本の大きな弾丸道路が茨城県から来るわけであって、本市にとっても非常にメリットの大きい道路でありますので、ぜひそちらのほうをよろしく願いしたいと思います、お願いしていると思いますがね。ですから、結構です。

あと、東総台地のたむら病院の所から来る農道ですか、あれは区間がどのぐらい、2キロぐらいが完成していないんですか。それが完成すれば全線開通ですか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 今おっしゃったように、銚子市のイオンモールの所から北側に通っている道路が一部開通してあります。あと、先ほど申し上げましたように、1.3キロがまだ開通していないという状況でございます。そこは実は銚子市のほうに聞いたところ、公図と現地が合っていないというような状況でありますので、今調整をしているところと聞いております。

ですので、来年度に調整して29年度の工事に取りかけられるようにということで、今何か目安がついたというような話も聞いております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ぜひよろしく願いをいたします。そうすると、広域台地を縦横に大きな幹線道路が走るわけで非常にメリットがありますので、よろしく願いをいたします。

それでは、質問の5、鳥獣被害のほうについて伺います。

鳥のほうの被害のほうはさほどない、一番心配するのは獣害ですか、イノシシとかのそちらを心配するのでありますが、千葉県内の被害額でもイノシシの被害が約半分です。非常に大きな被害額となっております。イノシシあたりのそういう情報はおありでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 先ほど鳥の被害についてお答えしまして、イノシシの獣の被害です。そちらのほうということです。イノシシの被害については、現在特に旭市内では出てお

りません。しかし、近隣の市町で稲の倒伏ですとか、畑作の大根、キャベツなどに被害が遭ったと聞いております。

しかし、被害はありませんけれども目撃情報が少し入っております。目撃情報につきましては、海匠農業事務所等に寄せられておりまして、本市及び近隣市町、銚子市、匝瑳市、東庄町において目撃されたという情報がございまして、イノシシにつきましては足跡のほか、実際の目撃などさまざまな情報が寄せられておりまして、平成26年度でウリ坊と呼ばれます子どものイノシシですとか親子連れなどが6件ありまして、うち1件が旭市内で子どもと思われるものが目撃されております。

また、本年度に入りまして既に13件、ウリ坊と親子連れなどが目撃されておりまして、2件は旭市内で目撃されているという情報がございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 先日も茅野市との交歓会があって、茅野市の議員が本当におっしゃっておられました。鹿とイノシシの被害が本当に困ると、手がつけられないんですよということとでありますので、もうその辺まで来ているということは、あれやっぱり繁殖力が強いんですから、純粋なイノシシは、猟師に聞いたんですが1回に3頭ぐらいしか生まないけれども、豚と交配しちゃったイノブタになると1回に10頭ずつ生んで、年間で2.5回生んじゅうそうなんですね。

ですから、物すごい勢いで増えるそうなので、今のところないんですが、そういったことを想定していただきたいということで、じゃ次の予防策のほうに移らせていただきます。

この場合に、千葉県の場合はイノシシのほかにキョン、勝浦市から逃げ出したやつが平成10年には1万頭くらいしかいないのに、4年ぐらいで4万7,000頭に爆発的に増えているそうなんです。この被害も物すごい勢いで増えているので、倍倍で増えてきちゃうので、これが来ちゃうと大変なことになる。

それでその場合に、先ほど聞いたら先輩議員が銚子市のほうにも来ている、旭市にも来ているという話です、イノシシね。ですから、その場合に他地区と連携しないとなかなかこれはやっぱり駄目ですよ。境界まで来て追っ払ったからいいじゃないので、例えば銚子市、旭市あたりと連携をして防除に努めていただきたいと思うんですが、この辺いかがでしょうかね。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 近隣の市と連携をしながら予防をということであります。予防ということでもありますけれども、今イノシシの被害、目撃情報ということでもありますけれども、非常に市といたしましてもイノシシがそろそろ近づいているのかなというのは感じております。

ということで、先ほども申し上げましたように、海匠地域の野生鳥獣対策連絡会、こちらでも近隣の市町と県とで毎年協議しております。銚子市、東庄町と農政関係のところで、また担当課と協議して対策のほうを進めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） お隣の市では猟友会であるとか、共済とかJ Aとかで連携して、もう市内独自に協議会を立ち上げているところも既にあります。ぜひ旭市もそういうことをお考えいただいて、早目早目の対応をお願いしたいと、このように思います。

それで、県のほうも特別、今度来年から鳥じゃなくてけものほうの捕獲の作業に入りますが、県もそうやってやっているんですから、ぜひ県のほうと協力して、旭市に入らないようにということでぜひお願いしたいと思います。

それとあと、猟友会の方々には日当みたいな、駆除に出たら日当みたいなものとか払っていると思いますが、年に何回ぐらいやって、だいたい何人ぐらいの方々にお支払いしているのか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 猟友会にお願いしているというところの内容ですけれども、旭市に組織しておりますのが、先ほど猟友会と言いましたけれども、正式には銚海猟友会という名前がついております。これは旭市と銚子市で組織している猟友会ということです。こちらに、旭市鳥獣被害防止計画に基づきまして捕獲の依頼をかけております。6月1日から8月31日までの3か月間、延べ92日間にカラスですとかドバト、スズメ、こちらの捕獲をお願いして、有害鳥獣駆除事業に係る巡視業務委託、こちらも併せて委託しております。

補助金の額ですけれども、有害鳥獣駆除事業の業務委託料といたしまして38万円の支払いをしております。また、巡視業務ということで、通年行われている業務ですけれども、こちらの業務委託料として7万80円、合計45万80円を委託料として猟友会のほうにお支払いして

いるというような形になっております。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それはあれでしょう、全額市費で払っているんでしょう、市のお金でしょう。ですから、来年から県が始まるやつは、県の駆除費の半額は補助してくれるということでもありますので、県のほうと連携をとりながら対応していただきたいと、このように思います。

それでは最後に、庁舎の建設の件ですが、市民会議の議事録を見させていただきました。そうしたら、候補地の意見集計というところを見ますと、排水の問題であるとか、あるいは大利根用水の関係であるとかいろいろ書いてあるんですが、今候補地の一つになっている公園に関しては、補助金の返還の話はたしかちょっと載っていたと思うんですが、新たに減った分の公園用地を買い求めるという、そういった記述がないように思うんですが、そういった意見は出ていないでしょう。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 代替公園につきましては、ここの公園、仮に文化の柱になったときには代替公園が必要になる旨、たしか説明をしているということです。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そうですか。それであと見ると、委員の中にはやはり、せっかく造った公園を補償金を払ってやるということに対してはなかなか市民の理解が得られないではないかと、こう発言している委員もいらっしゃいます。そうしたら事務局の答えは、市民の理解を得られるように努力をしますということなんですが、この点はどのようにしますか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） この市民会議の結果を含めまして、この場所が候補地ということで、これについては当然、この秋にも地区懇があったんですけども、そういった中では質問があれば回答する用意はあったんですけども、質問はなかった。

あと、候補地として決定したこと自体は、さまざまな場面で述べていると思うんですけども、そのところは周知が徹底しているかどうかというのはちょっとまだ足りないのかなというふうには思っています、事務局として。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市）　きのうも滑川議員が質問なさっていましたが、新たに公園用地を買い求めるというのは、我々も知ったのが遅かったんですね。ですから、一般の市民の方はまだそこまで知らない方が多いんじゃないかなと、このように思うんであります。

それで、例えばこれはよその例ですが、岩手県陸前高田市では新庁舎の建設、アンケートを実施しています。それと木更津市では本庁舎の建設を延期しています。コスト増が落ちつくと見られるオリンピック後、2020年前後に新たに建設をすることになっております。愛知県新城市では5月に住民投票を実施しております。それとけさもらった資料ですが、沖縄県竹富町ではやはり庁舎の位置の住民投票を行っています。

住民投票までやれとは言いませんけれども、今までの経過を包み隠さず報告して市民にアンケートをとったらどうかなと思うんですが、そのようなお考えはどうでしょうかね。

○議長（景山岩三郎）　木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦）　ここに至るまでの経緯なんですけれども、基本構想の中で既に4か所というところを出して、それで市民に意見を聞いている。それでさらに昨年8月にも再度市民からの意見を聞いていると。そうした中での意見を踏まえまして、市民会議の結果も踏まえて、この場所を候補地ということで、これについてはその後、政務報告の中でも候補地として手続き、いわゆる都市計画の公園の変更手続きができればここを場所として決定したいという形で申し述べてきております。その辺は、少なくとも議会の議論等の中で市民の中には相当の周知はしているという状況はあると思います。

よその地域で確かにアンケートなり住民投票なりを実施しているようではありますけれども、そこまでの必要性というのはどうなのか。今手順を踏んで順次やってきて、2年以上の期間がかかっていると思います。そういう中でこの場所がようやく決定してきているということ踏まえれば、ここが特に県のほうの合意が得られれば、ここで候補地として決定して進んでもよいのではないかと、そのようには考えています。

○議長（景山岩三郎）　木内欽市議員。

○18番（木内欽市）　そういうことであれば分かりました。ただ、何でそういうことを質問したかという、例えば委員会では私は発言したことあるんですよ、公園用地を新たに買い求めさせられるんじゃないですかと言ったら、当時の担当の課長が、いや、県のほうとやってそれは買わなくてもいいようになるかもしれないと。あくまでも今は検討の段階ですからと言ったもので、それから検討があつてそういう、出ると思ったんですが、もう3月の議会

で市長の政務報告に出ましたので、ああ、もうこれでだいたい決まりかなと、我々もちょっとあつけにとられたんですが、そういった意味で質問をさせてもらったんです。

私自身が公園用地を買い求めるんじゃないですかと言ったら、それは買わなくても済むかもしれませんよ、あくまでもまだ候補地ですから、決まったわけじゃないですからということだったので、ああ、そう、じゃまた話があるかなと思っていたものですから、そういう質問でしたのでご理解いただきたいと、このように思います。

これで4回終わりましたので、じゃ建物の構造についてお伺いをいたします。

だいたい敷地面積から建物の総面積でやると、だいたい階数は計算すれば想像できるんでしょうけれども、その場合に例えばよそではやっぱり国の施設、古くなったものと一緒に、税務署とか市民会館と一緒に庁舎の中に入れて有効的に使っていると、そういうところもあります。

ですから、庁舎の場合に、うちのほうなんかの場合に県の出先機関ありますよね、海匠出張所あたり、あそこも結構古いですから、そういうところと一緒に入れて合同庁舎あたりになると経費かからないんじゃないかなと思って、そんなお考えはないでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 県の出先機関、確かに海匠の出張所ですか、海匠振興事務所があります。ただ、ここについても、今扱っている事務を考えたときに、例えば将来的にパスポートの発券事務、これが市に移管されるという話が今あります。そういったものがあると市民の利用もより限定的になるような形になります。

そうすると、現状で庁舎に組み込む利点というのがあまりないというのは、特に県のほうは今非常にお金がございせんので、そのところで話をするともたさらに何年も費やすということも考えられますので、そういうところは今想定していないということでございます。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それであれば、じゃ例えば市の施設、きのうもちょっと出ましたね、市民会館であるとか、そういったのを取り入れちゃえばいろいろコストがかからなくていいのかなと思いますが、どうでしょうかね。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに都会のほうで非常に用地が不足しているところというのは、確かにそういった文化センターのようなところと合築しているところはあるように思います。

ただ、常に人が集まるような施設になろうかと思えますし、今回文化の杜というのは非常に限定的な面積を想定しておるところでありますので、今現在ではそのところまでは想定していないで進めているということになります。場合によってはそういったものは別の形で一つ考えていくのが必要なのかなというふうに思います。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） だいたい総工費が50億円とかという話が出ていますが、それで50年というのだいたい1年に1億円ずつも償却していくわけなので、相当な金額ですよ。

ですから、公園みたいに例えば造ってすぐにまたやり直すとかなんかそんなことはないでしょうが、建物をやる場合には構造とか十分お考えいただいて、当然もう考えていると思います。ワンフロアで、下でだいたい一般市民は用事が足りるようにとか、当然そういう配置にしてあると思いますが、山武市役所なんかもよくできていますね、真ん中が通路で両脇に市民が利用する。当然お考えだとは思いますが、また構造とか皆さんの意見を聞きながら進んでいただきたいとこのように思います。その場合にはやはり市民会議のような意見ということになるのでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 現在、敷地の規模はある程度限定されている中で想定しております。その範囲の中で最大限可能な、例えば階層であったり規模を検討していく必要があります。例えば建物を建築するということであれば建蔽率の問題も出てきますし、その法令の範囲の中でできるだけ市民に便利なものを、それを計画していきたい、そのように思っています。これはこれから作る基本計画、基本設計、実施設計と基本設計が一緒になるかもしれませんが、そこの中でもう少し議会の皆様にも案を示しながら作っていききたい、そのように思っています。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

◇ 林 七 巳

○議長（景山岩三郎） 続いて、林七巳議員、ご登壇願います。

（14番 林 七巳 登壇）

○14番（林 七巳） 議席番号14番、林七巳です。一般質問を行います。

昨日からきょうと議員の皆さん、大変いい質問をしていただき、また、執行の皆さんには答えていただいておりますが、多少かみ合わない点があったかと思いますが、これは全て旭市をよくしよう、もっと住みよいまちにしようという思いの表れだと思います。

そこで、税金について質問いたします。

滞納の状況について。また、差し押さえ基準について。固定資産税を賦課しない場合があるのか。

次に、ふるさと納税についてお聞きいたします。

今後どのような対応を考えているのか。また、どのような返礼品を考えているのか。議案質疑の中で滑川議員が質問したときにいろいろ出てきましたが、その点をまたお聞きしたいと思いますので、後は自席でお聞きいたします。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 利夫） それでは、私からは1項目め、税金について回答いたします。

まず、（1）の滞納の状況ですけれども、平成26年度末の市税全体の収入未済額は10億6,352万9,204円でした。前年度と比較しまして、収入未済額は1億1,246万1,254円の縮減となりました。

市税収入未済額のうち主なものといたしましては、個人市民税が4億2,638万3,965円、固定資産税が5億4,155万4,549円となっております。

また、平成26年度末の国民健康保険税の収入未済額は10億4,640万3,201円でした。前年度と比較しまして収入未済額は6,896万4,753円の縮減となりました。

次に、差し押さえ基準について回答いたします。

地方税法では督促状を発し、その日から起算しまして10日を経過した日までに完納されない場合には滞納者の財産を差し押さえなければならないと、非常に厳しく規定されております。また一方では、滞納者の生活を脅かす差し押さえはできないとされているため、滞納者の生活状況や財産状況も考慮しなければなりません。

このため、督促状や催告書を送付するとともに、夜間納付窓口や休日納付窓口の開設、広報紙への掲載など広く納税相談の機会を設けております。

これら再三にわたる納税催告にも応じず、相談もない方については、残念ながら納税の意思がないものといたしまして、速やかに財産調査等を実施し、滞納税へ充当できる財産があ

ると判明した場合には差し押さえを実施しております。

次に、（３）固定資産税を賦課しない場合はあるのかについて回答いたします。

固定資産税の非課税につきましては、地方税法第348条に規定されております。非課税となるものを幾つか列挙しますと、公共の用に供する道路や用悪水路、墓地、保安林、宗教法人が専らその用に供する資産などがございます。これら非課税の対象に該当しない資産で、市が固定資産税を課税しないものはございません。

ただし、課税した上で災害やNPO法人の社会貢献活動に供する目的などの事由により、本市の条例及び要綱に基づいて固定資産税を減免する場合はございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） それでは、ふるさと納税についてお答えいたします。

今後どのような対応を考えているかということでございますけれども、ふるさと納税制度につきましては、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設されました。自分の生まれたふるさとに限らず、どの自治体へもふるさと納税という形で寄附を行うことができます。

旭市においても、第3次行政アクションプランでまちづくりの財源確保を目的とした取り組みの一つとしてふるさと納税制度を平成28年度から開始することとしておりましたが、さまざまな検討をしましてまいりました結果、来年3月から実施できる見込みとなったことから本議会に実施のための条例を提案したところであります。

また、返礼品につきましては、10月に地元特産品を集めた道の駅がオープンしたことから、この道の駅の活用を主に全国に向けて市のPRを行うことといたしました。この事業の開始によりまして道の駅のPR、特産品の販路拡大による地域経済の活性化が図られるものと思います。

続きまして、どのような返礼品を考えているかというご質問でございますけれども、返礼品につきましては、地元特産品で全国へ旭市をPRできるものとしまして米や野菜、肉、魚などの農畜水産物及び加工品等を中心に現在、道の駅と協議を行っております。また、市内の事業者からの提供希望も考えられるため、今後広報等を通じ募集を行うこととしております。

そのほか考えられるものとしましては、農業体験チケット、レンタカーによる市内観光の食事付き招待券や宿泊招待券、パークゴルフ場利用券、長熊釣堀の利用券、釣り船の乗

船券など地域振興のための体験サービス等も検討しております。

返礼品につきましては、事業開始後も関係課と連携を図り、いろいろな方々のご意見をいただきながら特徴のあるものを随時拡大していきたいと考えております。また、事業開始までの期間もさまざまな媒体を通じて啓発を行い、多くの方々から申し込みをいただけるよう頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） それでは、再質問をさせていただきます。

この差し押さえ基準のほうについて質問いたします。

これでコンビニ収納、それから夜間収納は、収納自体の何%を占めているのか、個々にお聞きいたします。それにどのくらいの収納金額があるのかお尋ねいたします。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 利夫） まず、夜間収納、夜間休日窓口の状況についてお答えいたします。

平成26年度ですけれども、年間の実施回数は36回、件数として3,227回で収納金額が5,934万1,000円でした。前年の25年度におきましては、夜間収納件数が3,226件、金額としましては5,225万7,000円です。

あとは、コンビニ収納の関係ですけれども、全体でコンビニ収納は納税額が8億7,326万8,939件、口座振替ですけれども31億2,020万431円でございます。

以上です。

（発言する人あり）

○税務課長（林 利夫） パーセントですか、すみません。

コンビニ収納のパーセントですけれども12.1%、口座振替が43.2%、夜間休日が0.4%、それ以外の一般が44.3%でございます。

○議長（景山岩三郎） ここで暫時休憩いたします。

ちょっとお待ちください。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時55分

○議長（景山岩三郎） 引き続き会議を開きます。

林七巳議員。

○14番（林 七巳） はい、分かりました。

それでは、夜間収納とコンビニ収納がありますが、それに係る費用、皆さんふだん納めてくれているのとどのくらいの費用がかかっているんですか、お聞きいたします。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（林 利夫） すみません。夜間休日窓口については、職員が時差出勤で対応しておりますので、あと休日については振り替えで対応しておりますので、特に人件費は発生していないというふうに考えていただければいいと思います。

コンビニ収納に限りましては、金額ちょっと今すぐ出ませんので調べたいと思います。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） では、（3）に行きますか。

林七巳議員。

○14番（林 七巳） 先ほどの課長のお答えでは、固定資産税を賦課しないところは一般にはないという答えでしたが、私が聞いたところによりますと、食肉組合の所の両脇に民有地がありまして、その民有地には平成2年からかけていないと。それで、民有地の所有者は賦課してくださいと言っているのに市がかけていないというお話を聞きましたので、税の公平性からいってちょっとおかしいと思ひまして質問しているわけです。

これは、行政マンの長い副市長からお聞きしたいと思います。市長より行政経験が長いと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） 先ほど税務課長が答えましたように、非課税の対象に該当しない資産について固定資産税を課税しないものはありません。

ただいま具体的なところの場所、お話しあったんですが、これは個人の資産に関するものでしょうからここでどうこうはやらないほうが私がいいと思います。ただ、その部分は前段に答えたとおりでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） そこは国道を挟んで両脇ということなんですよ。それで国道の所のが、名義が変わらなくて平成元年まで課税していたと。それが分かりまして市は平成2年から課税をしていないということなので、その両脇1メートルか2メートルくらいですよ、ずっと長くね。それは民有地でありますので、どのような判断で課税をしないのか。民地の所有者は課税してほしいということを私、聞いたものですからね。

そうすると、税の公平性からいってどのような基準で課税しないのか、あれじゃなくて基準をお聞きしたいだけなんですけれども。お願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 利夫） まず、先ほど非課税の場合の条文についてはお答えいたしました。それから課税しない基準、それについては国道の今具体的に例がございましたけれども、あそこの部分に関しましては道路用地として使用されております。一部分道路部分として未使用の部分も確かにございます。国の定める固定資産評価基準というのがございます。その中では原則的に1筆の土地については一つの地目を設定して課税するとなっております。その一部分が部分的に僅少の部分については、土地全体として主たる用途のほうで課税するというふうになっていますので、具体的にそこがどういう状況にあるかは分かりませんが、ほんの一部分であれば主たる用途、道路敷地として非課税ということになります。

あと、ここでちょっと具体的に答えていいかどうか分かりませんが、あそこの部分に関しましては1筆全体が道路用地だというふうに認識しております。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） 確かに国道を使っているというあれですけども、食肉協同組合とそれからもう北側の民地が、民地の方が使っているわけですよ。だから、それは民地の方の税金を払うあれになるということですか。だから、2メートルぐらいですか、ずっと、私見してきましたよ。長く50メートルくらいありますか。そうするとかなりの面積になりますよね。そこに税金を賦課しないというのは課長の権限とするのか、市長に権限があるのか、またどこに権限があるのか分からない。だから迷っていたという話を聞いたものですからね。どういふことでそれを賦課しないのか、そういう、皆さん賦課しないでもらえれば自分も助かるもので、固定資産に。だからそういう、その部分は、道路として使っているのは道路用地で

あって、そのほかはまた別にあるわけですから、分筆はしていない、1筆の中であるわけですから民地の方が使っているわけですから、それは税金をかけるものと私は認識しておりますが、その認識をお聞きしたいと思ひまして。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 利夫） ちょっと同じことになってしまうかもしれませんが、まず、あそこの部分に関しましては実際に道路として使用している部分、それから出る部分は数%でございます。でありますので、主たる用途ということで道路用地、公衆用道路として非課税となっております。

それから、その部分について実際県のほうに、そこは当然県のほうが使用しているわけですから、国道として使用しているわけですから、ちょっと県のほうに問い合わせをしましたら、1筆全部道路区域として、国道の道路区域として認定しているということです。実際に道路で使っていない部分を隣の民地の方が使っていることに関しましては、要は県とその土地所有者との問題でございますので、市としてはあくまで道路用地として非課税とするということでございます。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） 分かりました。

それでは、ふるさと納税についてお聞きいたします。

今後どのような対応を考えているのかという中で、議案質疑の中で滑川公英議員が質問した中で、1万円に対して3,000円ほどの返礼品を考えていると。それで、きょう課長からお聞きした点では、農産物以外にも考えているというお答えがありましたが、この前の議案質疑ではそのような言葉が出てこなかったのできょうこういう質問をしているわけですが、私、潮騒ホテルに、どうですか、このようなふるさと納税について返礼品を考えておりますが宿泊券など旭市にお願いしたらどうですかと言ったときに、ああ、そういういいことがあるならお願いしてみたい。そうすれば宿泊券で旭市に来て、またお土産を買って、またリピーターになる、そういうメリットがあると思うんですよ。

結局このふるさと納税で返礼品をするということは、旭市をアピールするためのものだと思います。ぜひ、そのような考えはあるのかお聞きいたします。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 先ほども商品の関係、農畜産物のほか考えられる利用券等ご説明をいたしましたけれども、スタートするに当たりましては、前々議会で話をしておりますように、道の駅が10月にオープンしたということで、とにかく最初道の駅にどれだけの品物があるかということでそれを把握した中で、道の駅の品物で主なものでスタートをかけるのが一番早いかなということで現在も進んでおりますが、条例等通りました後には、年明けに道の駅だけの業者ですと不公平になりますので、そのほかの市内の業者に対してふるさと産品を出せるかということで、出していただけるかということで応募をかけます。

その内容につきましては、産品、農畜産物に限らず、今言いました宿泊券を出していただけるということであれば、それもその金額に応じて条件的に合えばそれは産品に載せるということで、他市でやっておりますのは例えばゴルフ場のあるところは、うまくゴルフ場を利用したり、そういう市内にあるものを最大限利用しております。

したがって、うちのほうも考えられるもの、議員おっしゃいますように皆さんのご意見をいただいて、それが対象になれば載せて拡大していきますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（林 利夫） すみません、先ほどのコンビニの手数料のほうが分かりましたので回答いたします。

コンビニの手数料ですけれども、全体額で334万8,055円です。1件当たり56円に消費税でございまして約5万5,000件でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） 先ほどの税金についてなんですけれども、結局旭市の収納率が悪いということでお聞きしたわけなんですよ。もうこれは、次のふるさと納税に行っていますからいいんですけれどもね。

結局、ふるさと納税に頑張っていたきたいというのは、これから税金が十何億円も減るわけでしょう、税金じゃなくて交付金。その中で宮崎県のある町ですか、34億円集まると、そういう町もあるわけですよ。

それで、たまたま自分が家に帰ったら、宮崎県のどこの町だか知りませんが礼文が来ていたんですよ。何だろうかなと思ったら、自分の娘がやはりそういうところにふるさと納税しているわけですよ。

だから、旭市の職員でも何百人いる職員の中では、そういう入よりも出るほうが多くな

ったでは旭市どうしようもなくなりますので、こういうふるさと納税の質問をしたわけですよ。

今後こういう旭市の住民がかなりほかのところにふるさと納税すると思われます。それを食いとめる施策というものをどのように考えているか、お聞きいたします。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） ふるさと納税につきましては、全国的にいろいろなお話が出ております。12億円、30億円とかという収入を得ている市町村もございます。

それにつきましては、当然品物自体もいいものを、それからバラエティーに富んでいるものを出していると。あとは還元率ですね。ですから、例えば1万円いただいて8,000円程度の品物を出しちゃうと。残り2,000円でも歳入になればいいという考え方でいけば、プラスは少ないんですけども件数を増やせば歳入の額は増えていくというふうなことになります。

ただ、全国的に見まして平均的、標準的にやっておりますのは、だいたい1万円のものに対して3,000円から4,000円程度の品物が一番多いということで、旭市も例えば1万円で3,000円程度のというご説明をしておりますけれども、そこに郵送料とか、それから業者委託の経費をプラスしますと、1万円に対して5,000円程度の実入りですか、約半分が入るということで、ですから品物をもっとグレードアップしていけば、6,000円、7,000円の品物を返すということは可能なんですけれども、歳入としては減っていくと。

そのかわり件数がどれだけ増えるかというのはちょっと不明なところもありますので、うちのほうでスタートしてさまざまな工夫を凝らした中でどういうふうに移していかを見まして、返礼品も新たな額というのが改善される場合もあるかと思いますが、とにかく道の駅をスタートしておりますので、道の駅のPRのために早くふるさと納税制度を始めるということも大きな目的でありますので、そういう形でスタートしたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） ぜひ職員一丸となってこの旭市のPR、またふるさと納税をしたいという方を、そう思われるような市にしていってもらいたいと思います。

これで質問を終わりにいたします。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時半まで休憩いたします。

(発言する人あり)

○議長（景山岩三郎） ごめんなさい、2時半まで休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時30分

○副議長（伊藤房代） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、よろしくお願い申し上げます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 太 田 將 範

○副議長（伊藤房代） 続いて、太田将範議員、ご登壇願います。

（9番 太田将範 登壇）

○9番（太田将範） 議席番号9番、日本共産党、太田将範でございます。ただいまから一般質問を行います。

まず、1番目の大きな題目といたしまして、環境行政ということについて質問いたします。

ご存じのように、一般廃棄物のさまざまな収集、運搬、中間処理、最終処分、こういった事業は地方自治体独自の事務ということになっております。そのことにつきまして、（1）番目といたしまして、先ほどありましたように広域行政ということで、東総地域の市町村事務組合においてごみの広域処理という形で、主に中間処理、最終処分、このことについて事業の計画が進められております。この事業の進捗状況のご説明をお願いいたします。

（2）番目といたしまして、環境行政を指揮する上で一番今重要な中身となっておりますけれども、循環型社会形成推進基本法という法律がありまして、これに基づいてだいたいの環境行政が行われているというふうになっております。

そこでです。一般廃棄物の焼却処理に関連する事項といたしまして、特に旭市で行われております3R、あるいはゼロ・ウェイストという、そういった考え方に基づく環境行政の現在の状況を説明してください。特に広域化が始まりました10年前から見ましてごみの総量とか、1人当たりどれだけ排出している、あるいは全体でどれだけ排出しているかというの

を、10年近くの間の変化をちょっとご説明をお願いしたいと思います。

次に、3番目としまして、東総地区ごみ処理の施設検討委員会が答申いたしました焼却炉について質問いたします。

大変大規模な公共工事になるようですので、市民の皆さん方への説明が十分なのかどうか、この辺につきましては非常に問題があるのではないかというふうに思います。答申した中身につきましても私は非常に疑問に思っております。

ですから、特に焼却炉に関する方式、シャフト方式と言われているものの説明と、どのぐらいの規模になるのか、どのぐらいの処理能力になるのか。あるいは、その建設費用がどのぐらいになるのかと、この間人口が減少していく中でかなりそれが、先ほどまでの市政の議論の中でも中心的な議論になってきております。当然そうなりますと、ごみ処理に関する、焼却に関する前提そのものが狂ってくると思います。

もう一点は、やはり少子高齢化の高齢化の部分で、非常に3市とも高齢化が進んできている、そういった状況があらうかと思えます。ですから、焼却炉の現在計画されている中身の見直しが来年、再来年あたりで行われようとしておりますので、どういう形での見直しを検討しているのかご説明をお願いします。

それと、4番目といたしまして、東総広域を構成しております3市の状況ですね。先ほど申し上げましたように、ごみの原単位、量、1人当たり何グラムぐらいずつ減るのかと、あるいは総量でどれだけ出てくるのか、そういったことについて3市の比較をだいたい、大ざっぱでよろしいんですが説明をお願いしたいと思います。

それから、3市における環境行政の相違、これにつきましてもどのような形で行われているのかお聞きしたいと思います。

それから、大きな2番目として、水道事業について質問いたします。

水道事業につきましては、県内でも水道料金が2番目に高いということで、公共料金が非常に高い市になっているのではないかとということが市民の皆さん方から多く寄せられております。ですから、高くなっている原因だとか、そういったものをやはりきちっと説明責任があると思えますし、料金の値下げが可能であるならばその根拠を見つけていきたいと思えますので、一般質問を行います。

まず第1に、旭市の水道がどういう状況にあるのかということで、水道ビジョンというものが作られておりますけれども、その中でさまざまな事業が取り組まれております。その事業が具体的にどのような形で進捗されているのか、計画の予定、こういったことにつきまし

てご回答をお願いしたいと思います。

それから、（２）番目といたしまして、水道の普及率、現在87%か89%ぐらいだと思んですが、日本全国から比べますとだいたい1割弱前後普及率が低いということで、これになっている原因というのはどんなものがあるのか、あるいはもっと普及させる必要があるのではないかということについて質問いたします。

次に、水道水の安全性ということについてですけれども、ビジョン等を見ますと水質基準だとか、51品目に対する水質基準だとかはクリアしているということと、企業団からの高度処理された水道水が供給されていて安全だということは聞いておりますけれども、その辺を再度確認させていただきたいと思います。

それから、水道料金について。先ほど来、公共料金が非常に高いということで、市民の皆さんが関心を持っておられるところでございますので、この料金について下げるのは可能かどうか、あるいは仕方がないのかというようなことがあろうかと思います。

例えば現在旭市の場合ですと、水道の普及が比較的遅れてきたということから、どうしても不利な条件での取水になってくるということは分かるんですけれども、水道事業会計等を見ますと多少の余裕があるのかなというような感じもいたします。それについて現在の水道料金が妥当かどうか、ご説明をお願いしたいと思います。

大きな3番目として、マイナンバー制、個人番号についてということなんですけれども、9月の議会でも一度質問いたしました。その時にはまだ具体的にどのような形で行政のかかり合いがあるのかということについてはあまりはつきりしませんでした。

今回もう一度機会をいただいて、特にマイナンバーが例えば旭市の自治体の中でどういうところで適用されてくるのか、利用されるのかというようなことについて、適用範囲、そういったことについての説明を求めます。

（２）番目といたしまして、マイナンバーにつきましては住民基本台帳と違いまして、住民基本台帳の場合は市民と行政とのやりとりはその二つだけのやりとりなんです。ところが、このマイナンバー制度というのは、事業者だとかいうところに非常に大きな負担を求められているというのは前回やりましたけれども、それについて、行政と市民とその間に事業者が入ってくるわけですね。事業者が入ってきますと、その事業者に対してさまざまな責任をとらせられるということ、保守の管理だとかそういったものが求められている。あるいは、個人ナンバーを付した書類を提出しなければならないというような義務が書かれておりますけれども、それがどの程度責務があるのかということで、それに違反した場合どう

なのか、あるいは付されていない書類が出てきた場合どうなるのかというようなことについての説明を求めたいと思います。

恐らく個人番号につきましては、事業者が管理するといってもこれは非常に難しい、このように思います。第一、取り扱う方々が事業者と個人になりますから、その間の秘密関係というのはもうずぶずぶになるというふうに思います。事業者が管理しようと思ってもそれはかなり難しい。私どもの知っている自営業者の方々はこういう意識をほとんど持っておりません。

ですから、どういうふうになるのかとまだ不安になっている方もいらっしゃるかもしれませんが、ほとんど市民に知られておりません。そういう中でこの行政が進められていくわけですが、このことについて特に事業者の責務と処罰規定、これについてはどんなことになっているのか、この辺についての説明をお願いいたします。

1回目の質問はここで終わりにしまして、これからの質問は自席で行いますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、1項目めの環境行政につきまして環境課のほうからお答えをさせていただきます。

まず、広域のごみ処理推進化事業の進捗状況ということでございますが、こちらにつきましては東総地区広域市町村圏事務組合のほうで進めておりまして、広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場については、平成33年度の稼働を目指しまして施設の基本計画、環境アセスメント等各種業務が進められておるところでございます。

現在の委託業務の実施状況としましては、平成27年度におきましては、26年度から引き続き実施しております焼却施設の基本計画作成や環境アセスメントを行っているほか、最終処分場につきましては本年度より施設の基本計画、生活環境影響調査及び計画地の測量調査などが行われております。

また、28年度につきましては、継続業務でございます焼却施設及び最終処分場の基本設計業務や環境アセスメント業務のほか、新たに焼却施設への地下水利用可否を調査する業務等が行われる予定となっております。

続きまして、（2）の循環型社会形成推進基本法と一般廃棄物の焼却に関連する事項ということでございまして、旭市の廃棄物の処理状況というご質問でございました。こちらにつ

きましては、旭市におきましては、廃棄物の処理に当たりまして一般廃棄物処理基本計画を定めまして、これに基づきまして実施しておるところでございます。

この計画の基準年度は平成23年度ということで、この時の排出量は2万3,750トン、最終計画年度であります平成38年度は1万9,815トンを見込んでいるところでございます。

また、1人当たりが1日に排出する原単位でございますが、こちらは平成23年度が940グラム、平成38年度は891.5グラムを見込んでおります。

廃棄物につきましては、排出量は減少傾向にはございますが、計画目標に届いていない状況でありますので、今後も一層減量化の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、東総地区ごみ焼却炉検討委員会の答申した焼却炉についてということでございまして、施設の規模、それと建設費ということでございますが、こちらの炉の方式につきましては、平成25年3月19日ということで検討委員会のほうから答申をいただき、その後26年4月に正式にシャフト式ということで決定しているところでございます。

現在のところの施設規模ということでございますが、人口推計とごみの減量化等目標等を考慮しまして、1日当たり213トンということで想定されておりますが、平成29年度に一般廃棄物のごみ処理基本計画、こちらが見直しされる予定となっておりますので、この間の人口変動及びごみの排出量の動向等を見きわめまして適切な施設規模に見直される予定となっております。

続きまして、建設費ということでございましたが、建設費につきましては資材の高騰、人件費の高騰などで、平成24年度の試算では136億円ということでありましたけれども、26年度に実施しておりますメーカーアンケートでは213億円ということになっております。

しかしながら、こちらは構成市が東日本大震災の特定被災地方公共団体のために、国の震災復興事業に該当することになります。平成32年度までは施設建設費等に係る交付金対象事業費分について、交付金の残額に対しまして95%が震災復興特別交付税で充てられるということになります。

これによりまして、焼却施設等の建設費用でございますが、こちらの実質負担額は、交付金が一般会計扱いとなった場合に比べまして66億4,000万円ほど軽減されまして約38億6,000万円となる見込みでございまして、非常に有利な状況であります。この制度は平成32年度までの時限的な仕組みでございますので、平成33年度の供用開始、こちらを目指しまして事業が進められているところでございます。

続きまして、(4) 広域ごみ処理計画と構成3市の環境行政ということでございまして、

他市のごみ等の排出量の現状ということでございます。

こちらにつきましては、平成26年度の実績ということで、銚子市の排出量が3万1,099トン、原単位が1,269グラム。旭市におきましては2万3,899トン、原単位が961グラム。匝瑳市の排出量が1万280トン、原単位が725グラムとなります。こちら3市の合計では排出量が6万5,278トン、原単位が1,027グラムとなっております。

以上でございます。

○副議長（伊藤房代） 水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 私のほうからは、2番の水道事業についての（1）から（4）について回答させていただきます。

まず、（1）の旭市水道ビジョンの進捗状況についての説明と今後の取り組みについてですが、ここでは配水池容量の適正化、配水池の耐震化、自然流下区域の拡大、配水管の耐震化の4点について説明させていただきます。

1点目の配水池容量の適正化ですけれども、配水池容量は、設置当時の基準では1日最大配水量の8から12時間分を確保するということでありましたが、現在の基準では12時間分以上となっており、海上配水池と干潟配水池が基準を満たしていないために増設を予定しております。

海上配水池につきましては、今年度と28年度の継続事業として現在整備中であり、また干潟配水池の整備は海上配水池完了後に整備をする予定となっております。

2点目ですけれども、配水池の耐震化です。平成20年度に主要施設の耐震診断を実施しておりますが、海上配水池においては耐震性の確保が必要となっておりますので、配水池の増設完了後に耐震化を実施する予定となっております。

3点目ですけれども、自然流下区域の拡大。海上、飯岡、干潟の各配水池は高台にあるわけですけれども、その高台の位置を、圧力差を利用した自然流下区域の拡大を予定しております。このことにより動力費の抑制につなげていきたいと考えております。

4点目は、配水管の耐震化ですけれども、新規に埋設する路線、あるいは漏水等により布設替えが必要となった路線等につきましては耐震管を採用しております。今後の更新工事に当たっても耐震管を採用していく予定であります。耐震管を採用することによって、地震の被災時にも安定して水の供給が行えるものと考えております。

次に、（2）番の水道の普及率ですけれども、普及率の向上につきましては、先ほど議員からありましたように、旭市の普及率は85.3%です、これは26年度末ですけれども。それと

隣の八匠水道企業団は83.9%、東庄町は83.4%、香取市が84.1%、あと全国平均は97.7、県内平均は95%というふうになっております。

なぜ低いのかということなんですけれども、議員からもお話しありましたように、始まったのが遅いというようなこともありますし、これから利用していない世帯に対して戸別訪問して利用促進を図っていったって、今後も普及率向上に努めていきたいと考えております。

それから、3点目ですけれども、水道水の安全性についてということで、旭市の水道水は東総広域水道企業団から受水をしております。企業団では、高度浄水処理を導入して安全で良質な水道水の供給に努めております。

また、本市では、企業団の水質管理とは別に、各配水エリアの末端において水道水の色、濁り、臭気、残塩、pH等の水質検査を実施しております。またさらに、厚生労働省が定める水質基準に合致するように年4回、51項目にわたる水質項目の検査を企業団に委託して行っております。特別、水道に何か問題があるというようなことは、水質基準に適合しております。

それから4番目、水道料金についてですけれども、平成19年4月に累積赤字の解消や営業収益により経営を賄うこと等を目的に水道料金を改定させていただきました。改定後は経営状況が好転し、平成22年度には累積赤字を解消することができ、ここ数年は1億円余りの純利益が出ております。

しかし、今後の人口減少社会において水需要は減少し、料金収入の増加は見込めない状況の中、老朽化していく水道施設の更新対応等、費用の増加傾向が見込まれており、今後の水道事業の経営はより厳しくなっていくものと思われまます。

このような中、水道施設の更新対応等の財源はできる限り自己資金を活用して借入金の適正化を図り、将来の金利負担を軽減していくことが求められております。お客様にはご負担をおかけして申し訳ございませんが、水道事業の安定経営や世代間の公平のためには現在の料金設定を維持していくことが必要であると考えております。今後も企業努力に努めてまいりますのでご理解をお願いしたいと思います。

私のほうからは以上です。

○副議長（伊藤房代） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、3番目のマイナンバーにつきまして、（1）のマイナンバーの利用範囲ということでまずお答えいたします。

平成28年1月から社会保障、税、災害対策の分野での行政手続きにおきましてマイナンバ

一が利用されることになります。具体的にどのような申請書類等に個人番号を記載する必要があるのかでございますけれども、例えば税の分野では市県民税の申告書、納税証明書の申請や減免申請書など、社会保障の分野では児童手当の現況届、生活保護の申請書、介護保険の認定申請書、身体障害者手帳の交付申請書など、多くの書類で個人番号の記載が必要となります。申請書類への個人番号の記載は、各制度における法的な義務でありますので、個人番号を記載していただくことを原則としております。

また、災害対策の分野での利用ですが、番号法では、災害救助法による救助または扶助金の支給に関する事務、被災者生活再建支援金に関する事務での利用と、極めて限定的ではありますけれども、これはいずれも県の事務になります。そのほか、市の条例で定めることによりまして、例えば要援護者台帳の作成に関する事務での独自利用も可能となります。これにつきましては、国、それから他市の動向を踏まえ検討していきたいと思っております。

次に、（２）のマイナンバーを取り扱う事業者等の責務、それから処罰の規定ということでございました。

番号法でも、保護の対象となる個人番号の重要性から個人情報保護法よりも罰則の種類が多く記載されております。また、法定刑も重いものとされております。事業者等が対象となり得る主な罰則としては、特定個人情報等を不正に漏えいした者に対する罰則、不正な手段を用いて個人番号を取得した者に対する罰則などがあります。

これらの罰則に対して事業者等がとるべき対応ということなんですけれども、不正漏えいに対する対策としては、これが事業者の責務になります組織管理規程や取扱規程等を整備し、担当者を明確にするとともに、担当者以外が特定個人情報等を取り扱うことができないような仕組みを構築すること、また、従業者に対する情報の安全管理に関する教育、監督なども重要なものになります。

また、不正な手段により個人番号が取得されることに対する対応といたしましては、内部者による不正な取得や不正アクセス等により個人番号が流出することを防止するため、従業員の教育、監督それからセキュリティー対策などの物理的、技術的な安全管理措置を整えることが必要となります。

以上でございます。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員。

○９番（太田将範） それでは、環境行政について幾つか質問させていただきたいと思います。

これから二十八、九年にかけて大きな事業が始まってくるということでの見直しというこ

とで分かりましたけれども、具体的にどのような形での見直しを検討しているのかということが、ちょっと話が見えてきませんので、その辺について何か話があればお聞かせいただきたいと思います。1 番ね。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 当初から予定をしておりますて、29年度に見直しをするということになっておりまして、29年度に28年度いっぱいのごみの量、人口、そしてまたあとは賦課割合、そういった部分を人口規模とごみの量、それによって案分してまた各市に賦課するというようなことになろうかと思いますので、28年度いっぱいの実績で計算するということになっておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員。

○9 番（太田將範） 分かりました。（1）の問題につきましては、そういった検討しかまだされていないということですね。

次に、（2）のほうなんですけれども、循環型社会形成推進基本法と焼却、一廃の焼却についての説明なんですけれども、基本的に市の処理計画ですか、そういった形でも 3 R とゼロ・ウェイストという形が基本になっていて、焼却というのはどういった位置付けになっているのかということが、中間処理、これにつきましての説明がちょっとなかったものですからお願いしたいと思います。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、再質問の部分にお答えさせていただきます。

循環型社会形成推進基本法ということでございまして、こちらは循環型社会の形成について基本原則が定められているということで、この中で循環型社会は廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分の確保によりまして、天然資源の消費を抑制して環境への負荷が軽減されるということでございますので、ただいまの三つの件、こちらのほうを市のほうでも十分意識しまして焼却量を減らしていくと、そういう方向で今後考えてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員。

○9 番（太田將範） 実はこの10年間当たり、原単位当たりでも旭市と匝瑳市はかなり減らしてきているんですけれども、もう一つの市がなかなか減っていないということがあります。

それから全体の3R、先ほど言いましたようにリデュースとリユースとリサイクルという形で順番がこういう順番になっているわけですね。とにかくごみになるものを作らないという社会をつくっていく、そういった商品を作っていくということがまず第1に一番大きな努力目標だと思います。その次にリユースということで、再生じゃなくてもう1回何度も何度も使うと。極端な場合で結びますとお酒の一升びんだとかそういったものが入りますけれども、とにかくそういったものを利用していくということに努めていくということですね。

最後にリサイクルということで再生すると、要するにもう一度資源化して、エネルギーを加えて商品を作っていくというのがリサイクルということですね。最後にサーマルリサイクルといって熱回収。熱回収というのは要するに焼却のことですね。

ですから、この中でどこが一番大切なのかというのは、やはりリデュースですね。それから順番としてリユース、最終的にリサイクルという形が循環型社会をつくる上での一番大切な、基本的な考え方。結果的にゼロ・ウェイストという社会をつくっていくというのが、これが基本原則になっているのが環境型社会形成推進基本法の基本的な理念なんですね。ですから、熱回収というのは最終的なものだという中で、要するに燃すものをもう徹底的に減らしていくというのがこの社会ということになってこようかと思います。そのことがちょっと抜けていましたので、ちょっと説明させていただきました。

もう一つは、サーマルリサイクルというのは、完全になくなってしまいうわけではないわけですから、焼却灰だとかそういったものは必ず残ります。循環型社会の中でほかの国の実例等がありましたらご紹介いただきたいと思います。韓国だとかヨーロッパ社会、そういったところがどういようなごみ行政をやっているのか、分かればご回答をお願いいたします。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） 太田議員のほうからほかの国のというお話でございますが、市のほうでは特にそちらのほうまではまだ研究といいますか、資料収集ができておりません。大変申し訳ございません。

以上でございます。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員。

○9番（太田将範） ほかの国におきましては、サーマルリサイクル、要するに熱回収というのはほとんど行われていないんですね。韓国ではもう20年ぐらい前からごみは燃さない、全て再資源化するという形になって焼却炉そのものがないということなんです。

世界の大型の焼却炉の半分以上が日本にあるらしいんですね。ですから、こういう形が現在行われている、東総広域で行われているやり方というのが世界の趨勢ではないということ、そういうことらしいんですね。

ですから、これに沿って本当の循環型社会を形成していくというのであれば、この辺でやはり大きな見直しが必要ではないかと私は考えるんですけども、市長のお考え方をお聞かせください。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに焼却施設は最終的な手段というような感じはするわけであります。ごみの減量化、それについてやはり自治体でももう少し努力しなければというご意見だとも思っています。

ただ、今、銚子市も旭市も海洋といいましょうか、海に隣接をしております、今回も9月ですか、台風のごみが銚子市、旭市へ多く流れてきているわけであります。多くは県事業としてやってくれることになっていきますけれども、細部につきましては市で焼却しなければならない部分もいっぱいあるわけでありまして、特に銚子市はごみ袋の値下げやいろんな部分で努力をしております、私どももいつも話をしておりますけれども、銚子市の努力も非常に一生懸命やっているなというような感じを受けているわけでありまして、自治体自身としましてもごみの減量化については、特にこれから29年の見直しの時点を控えておりますので減量化に努めていきたいと、そのように3市の中でも意思の確認をしているところでありますのでご理解をいただきたいと思います。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 次に、3番目の問題として、検討委員会のほうから出ました焼却炉についてですけれども、能力的に非常に大き過ぎるのではないかとことが言われております。それから、非常に高温で処理しますので助燃剤が必要になる。石炭、コークスですね。パームヤシのもみ殻を使うというようなことを言っておりますけれども、完成された技術ではないんですね。

それから、一度火をつけちゃいますと連続運転しなきゃならないということから、ごみの減量化ができなくなってしまうと、ごみが必要とされるということが言われております。あと、危険性につきましてもあちこちで事故が起きている。

こういったことから考えますと、果たして適当な炉であるのかどうかということが多くの

方々から心配されております。そのことにつきまして、先ほど東総広域からのお知らせが出ましたけれども、その辺の不安についてほとんど答えていない、そういうふうに思いますけれども、そういった問題についてきちっとした答申について、疑問についてはきちっとした回答がされていないように思います。その点いかがでしょうか。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、シャフト炉はコークスを燃やしてというお話でございますが、こちらにつきましては組合のほうのお話によりますと、燃やすコークスはバイオコークスというものを使用するというお話を聞いてございます。これによりましてCO₂の排出量、発生を抑制できるということを聞いているところでございます。

それと、事故の問題というお話がございました。こちらにつきましては、この事故というのは東広のお話によりますと、炉の外部を断熱材で覆ったために炉表面が高温になり過ぎて破損した例などで人為的なミスが原因であると。ありますけれども、他の方式に比べてシステムの欠陥による事故、修理が多いとは言われていないということでございます。

以上でございます。失礼しました。

○副議長（伊藤房代） 明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど銚子市のごみ袋の値下げと言いましたけれども、値下げにするとごみがいっぱい集まってくるというようなことで値上げにすることにより市では決定しているそうでありますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員。

○9番（太田将範） （3）の問題につきましては、検討委員会の考え方と私どもの考え方は水と油というふうに違っておりまして、ちょっと議論をここでしてみても仕方がないと思いますので、時間の関係もありますので次の（4）のほうに移らせていただきたいと思います。

広域ごみ処理計画というのが上位計画にありまして、構成する3市のごみ処理行政というのがその下位計画になるという形になっております。先ほど市長からご回答がありましたように、料金体系どうするかとか、負担問題をどうするかというようなことがこれから問題になってくると思うんですけれども、皆さんご承知のように、お隣の市の場合は財政上非常に問題があるというふうに見られております。

私も資料等をいただきまして、二、三十年分見てみましたけれども、ちょっと難しいのではないかと、一緒にやっていける相手なのかどうか、これが一つ財政への問題であります。

もう一点は、やはり原単位の排出量の違い過ぎですね。旭市はだいたい千葉県平均、匝瑳市は一番低いほう、県内でも。銚子市は飛び抜けて高いんですね。

ですから、こういった行政を一緒に行って問題が生じた場合どういうふうにするのか。結局人口の減少も非常に銚子市が大きいですね、だいたい千二、三百人減っていますから、毎年。ですから、そういったところと、比較的財政も健全でごみ処理も透明性が高い行政をしていると私は思っていますけれども、そういったところと一緒にやっていけるのかどうか、これはひとつ市長にご見解を聞いておきたいと思います。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 太田議員の持論でありますと、焼却場は本当は必要はないと、造らないほうが良いというようなことでありますけれども、今の生活の中でごみ焼却場、中間施設、このことはどこの自治体でも必要不可欠であります。そういった部分を含めて広域でやろうと。

当初は5万人以上の自治体には補助金が出ないというようなことでありましたけれども、そういった状況の中で匝瑳市、旭市、銚子市でやろうというようなことになったわけでありまして、老朽化が進んでいる各市の今の現状の焼却施設、そういったことも勘案しながら新たな焼却場を造ろうということでやっているわけでありまして、先ほども申し上げましたように、銚子市の努力も我々いつもひしひしと感じているところでありまして、旭市の発展は銚子市の発展がなければ旭市の発展もないと、私はそういうように認識しているところでありますので、先ほど木内議員からの話がありましたように広域化というようなことの中で、みんなでやはりこの地域を守っていこう、発展させていこうという中で今3市でごみ焼却場をやっているわけでありまして、銚子市の方々、財政どうのこうのというものもあろうかと思いますが、先ほども申し上げましたように、3市の市長で11月24日に環境省へ行きまして、環境大臣には会えませんでしたけれども、事務の方に災害復興助成金ということで平成32年度までは国の交付金が出るということの中で、先ほど説明がありましたけれども67億円くらいの有利な財源が使えるわけであります。

そのことによって、相当大的な事業でありますけれども、30億円くらい以下で焼却場が建つということでもありますので、銚子市のほうもぜひ今その中で動いていかなければと、そんなような覚悟を持って一緒にやろうということになっておりますのでご理解をいただきたいと、そのように思います。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 政令指定都市と呼ばれている横浜市とか、県都の千葉市でも、物すごい勢いでごみの量を減らしているんですね。千葉市の場合、四つあった焼却場が今二つでいいというところまで減っています。ですから、ごみの総量を3割、4割減らすというのはもう当たり前になってきているんですね。

東総広域があって、その計画が上ぶたにあるものですから、各市のごみの減量化が進まないという実態があるんですね。というのは、ごみの減量化の比率というのは非常に目標値が低いですから、やる必要がないわけですよ。

そういう状態になっていますので、検討の際には規模の面、特に、こんなに大きな炉を作っちゃっていいのかどうか、こういった点についての検討はぜひ行っていただきたいと思います。これは要望ですので回答は結構です。

次に、2番目といたしましての水道事業について質問いたします。

旭市の水道事業につきましては後発ということで、大変やっぱりコスト的にも高いということと、やはり安全を求める上での高度処理された水を使っているということで、安全性を高めているということで、皆コストがかかる原因という形になっているという説明があるんですけれども、これが水道の普及率だとか、そういった点でどういうふうに影響しているのかということはどうなのかなというふうに思うんですけれども、そのことがやっぱりネックになっているのではないかと、導入の費用と料金が高いというのがネックになっているのではないかと、この辺の見解をちょっとお聞かせください。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 普及率のネックということなんですけれども、先ほども説明したんですけれども、やっぱり伝統のあるところ、例えば先ほど全国平均が97.7%、県内が95%、あとこの辺、東庄町、八匠水道企業団、あとうちのほうも83%台からうちのほうの85.3%ぐらいということで、うちのほうも23年から24年にかけて0.4%増、24年から25年にかけて1.0%、25年から26年にかけて0.5%、少しずつ伸びているんですけれども、先ほども言いましたように、それでこの旭市の水道が遅れたというのも地下水が結構豊富であったということも一つの原因で、今でも結構水道を使っていない家というのは地下水を利用しているというのがありますので、その辺を、戸別訪問した中で水質的な面もお話ししながら利用促進を図っていったら、今後も普及率向上に努めていかなきゃならないのかなというふうに考えてお

ります。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 2番目の問題から次の（3）のほうの安全性ということをちょっと確認させていただきたいと思うんですけれども、2015年でしたっけ、2年前ぐらいに亜硝酸の数値がかなり厳しくなっているということで聞いておるんですけれども、その辺についての安全性というのは旭市の場合、確保されているのかどうかちょっとお聞きします。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 企業団でも、先ほど言いましたように高度浄水処理を導入しておりますし、水質検査につきましては水質基準に関する省令に基づきまして51項目の検査項目を合格しておりますので、先ほども言いましたように、旭市の水道自体もその水質検査とは別に、独自に各配水エリアの末端でも水質が確保されているというのを確認しておりますので安全な水を供給しております。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 亜硝酸というのはかなりたちの悪い物質のようで、これが入ってきますとさまざまながんの病気の原因になるとか、さまざまな疾病の原因になっていくという、そういうことが言われておりまして基準が厳しくなっているというふうに考えられております。

なぜなのかといいますと、自家水を使いますと、現在肥料等に入っております亜硝酸があふれ出てきて、それが地下水を汚染している原因の一つになっているはずなんですね。ですから、これもやはり水道の水を井戸水から転換していくというふうにするということの政策の一つの重要な柱ではないかと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 先ほど水道の普及率が85%台で、全国あるいは県内の水準から低いんですけれども、戸別訪問して利用促進を図っているわけなんですけれども、その中で今議員から質問があったように、水質的な面で井戸水なりそういった地下水よりも水道水のほうが安全であるというようなことも含めてPRして行って、普及率の向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員。

○9番（太田將範） では次に、4番目として水道料金の問題、これは市民の皆さんが一番関心のあるところだろうと思いますけれども、先ほど1回目のご回答の中で、水道会計が非常に問題ないと、累積した赤字も全部解消した上にかなりの部分の剰余金が出ていると、だいたい1割ちょっとぐらいの利益率だということになっていますので、多少なりとも還元できる部分があるのではないかなと思うんですね。

もう一つは、やはり水道の施設が非常に後発だということになりますと、比較的施設とか管類が新しいということなんですね。ただいま減価償却でかなり積み立てられていると思いますから、そういった再投資費用というのが比較的高い金額で詰め込まれているのではないかなというふうに思うんですね。

ですから、ある一部分を水道料金の値下げにしていこうというようなことは可能ではないのかなというふうに思います。ですから、その辺の検討をぜひ市長、お願いしたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 1回目の回答と多少重複しちゃうんですけれども、先ほど言いましたように、ここ数年1億円余りの純利益が出ているわけなんですけれども、それはこれからの老朽化対策というのも含めまして、全てを借入金で賄うと後年度の方に全部負担が重くのしかかってくるということで、やっぱり自己資金を活用した中で世代間の公平を図るという意味では、今の水道料金を維持しながら将来に備えていくというのが、今水道事業に求められていることだというふうに理解しております。

以上です。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 水道事業、施設型の事業ですわね。ですから、常にほかの市みたいに水道の積立金を一般会計のほうに使っちゃったというようなことは絶対許されないということは分かりますから、私たちはそれでも旭市の水道事業というのはかなり優秀な成績をおさめているというふうに見ております。ですから、1割を超える剰余金というのは必要なのかということをやはり考える必要があろうかなと思いますね。

それともう一つは、県の事業団からの取水料が高いというのも一つの原因もあろうかと思っています。この辺は私、もう一度よく県とか、そちらのほうを調査してもらいまして、やれることがあるのかどうか確認しながら再度質問させていただきますので、よろしく願いいた

します。

次に、3番のマイナンバーの利用範囲ということで質問させていただきます。

先ほどありましたように、利用範囲というのは税と社会保障と災害救助、この三つの分野に今限られておりますけれども、もう法律では口座番号と名寄せができるような法律はもう通っちゃっておりますから、これからどんどん利用範囲を広げていくというのが国の方針です。

ですから、個人のプライバシー権を侵害する上でも非常に問題なんですけれども、先ほど申しましたように、官と民と事業者という形になりまして、事業者に関してはそういった保管義務だとか、先ほどの2番目と関連するんですがありまして、非常に漏れやすいということになるわけですね。昔の住基ネットの場合ですと官と民しかありません。ですから、方向性が行って来るだけなんです。

今回のマイナンバーは、制度としまして三角形みたいな形、民があつて、官があつて、事業者がある。そういった形になっておりますので、今までは公務員の守秘義務ということで守られていたわけですね、全ての情報が。これが今度は民のほうに回してきまして守られるかどうかということがあると思うんですね。ですから、僕はもうこれはずぶずぶだと思います。

これで事業者に守秘義務を着せるというのは無理があるのではないかと、私、考えているところなんですけれども、その点について、今までの住基ネットとはまるっきり違うんだという発想をしていただきたいんですけれども、違うんでしょうか。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに今までの住基ネット、住基番号までは事業者が求めること、これはなかったと思います。少なくとも今回は、各事業者が例えば人を雇ってその方に給与を支払う、これは2016年1月1日以降で所得なり発生する場合には、再来年、2017年の申告からはそのマイナンバーを記載したものが当然必要になってくるということになります。例えば雇用保険の申請にもそれが必要だということでもあります。

ですから、必ず事業者は何らかの形でそのマイナンバーを取得して、これは法制度の中で取得するのが原則となっておりますからそれが必要になります。あとは、その中でどれだけきちんと対応ができるかということで、そこのところは法の中で厳しい罰則規定を設けているという状況があるということでございます。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員。

○9番（太田將範） では、具体的にこれからマイナンバーを实际添付しなきゃならなくなってくる事態になってきた場合、事業者がその番号を付していなかった場合、2番のほうになってくるんですけども、その出された書類が無効になるのか、あるいは強制的に番号を付せという行政指導ができるのかどうか、この辺をちょっとお聞かせください。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 1回目の回答でも申し上げましたけれども、各制度における法的な義務ということになります。個人番号を記載していただくことが原則なんですけれども、個人番号が記載されていないことをもって一律に受理を拒否するものではないということではあります。その先の不利益というのはどういう形で出てくるかは、今の段階でははっきりと分かっておりません。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員。

○9番（太田將範） （2）の再質問ということでよろしいですね。

ほかの監督省庁、国税庁とかそういったところとのすり合わせは、今私もやっているんですけども、ついていないからといって、例えば所得税の申告書、記載されていないからといってその申告が無効になることはない、有効であると。それでもって罰則は考えていないというようなすり合わせを今あちこちでやっているんです。

やはりこの旭市においても、ついていなかった場合どうするかということのすり合わせをこれからやっていかなきゃならないと私、考えているんですね。もし先ほど言ったように、社会保障関係のところ、それを理由にして例えば生活保護の支給がないとか、そういったことになったら大変なことになりますので、その辺のすり合わせをきっちりやっていきたいと思っておりますけれども、その辺の対応について総務課あたりはどういうふうに考えているのか。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） これは繰り返しになるかもしれませんが、申請書類等への個人番号の記載、これは法的に記載するということになっています。ですけれども、受理するかしないかというところで、一律にそれを拒否しないという言い方というのは非常に消極的なほうの話であって、制度としては書いていただくというのが原則なので、書いていただくことをまずお願いするということになります。

本来、例えば生活保護の関係、先ほど出しましたが、それについては他の市町村での不正受給とか、そういう事例もありますから、その方をどうしても特定しなければいけないということであったときには、できるだけお願いしてそれを書いていただくようになると思います。そのすり合わせについては、まだ市の中でも全て確定した話となっているわけはありませんけれども、今国のほうの質疑応答の中ではそういう話になっているということでもあります。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 最後の質問になりますけれども、国税庁のほうは、もう年末調整のときにさまざまな文書で、例えば市民税につける源泉徴収票、これにはもうマイナンバーは載けないよというような、こういう案内がもう出ていますから、それ以外のものについてということなんです。ですから、そういった点では、とにかく罰則のないものは要するに任意的な事項だというふうな考え方をやはりするべきだというのが私どもの見解です。

所得税の確定申告につきましても、確かに法律で収支内訳書をつけることになっておりますけれども、罰則がありません。罰則がないということは任意的な事項ということの扱いをしております。ですから、お願いはするけれども強制はできませんというのが公式の見解になっております。

ですから、そういったところの見解をおののお、国税と県、あと地方自治体とすり合わせて問題の起こらないような行政を行っていただきたいと、そういう要請をして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○副議長（伊藤房代） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は16日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時34分